

特許庁委託事業

インドでのインターネット上の知財侵害に対する  
民事訴訟の活用に関する調査報告書

-ジョン・ドウ命令／動的差止命令の活用の可能性-

2021年1月  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ニューデリー事務所  
(知的財産権部)

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## 〈目次〉

はじめに .....	1
1. 概要 .....	2
2. インターネット上の知財侵害の傾向 .....	4
2.1. インターネット上の海賊版と模倣品 .....	4
(1) インターネット上での海賊版と模倣品の違い .....	4
(2) インターネット上の海賊版・模倣品の傾向 .....	7
2.2. 民事救済の活用概況 .....	10
(1) インターネット上の海賊版・模倣品に対する訴訟の傾向 .....	10
(2) (刑事救済に対する) 民事救済のメリット・デメリット .....	16
3. インターネット上の知財侵害に係る民事摘発 .....	19
3.1. ジョン・ドウ命令／動的差止命令 .....	19
(1) ジョン・ドウ命令／動的差止命令の概要 .....	19
(2) これらの命令が注目される理由/活用状況 .....	21
3.2. 想定される被告、必要な手続き、証拠等 .....	23
(1) ジョン・ドウ命令 .....	23
(2) 動的差止命令 .....	25
3.3. メリット・デメリットの比較 .....	28
4. 事例研究 .....	30
4.1. ジョン・ドウ命令の事例 .....	30
(1) Star India Pvt. Ltd. & Anr. vs. Haneeth Ujwal & Ors., .....	30
(2) Eros International Media Ltd. & Anr. vs. Bharat Sanchar Nigam Ltd. & Ors., .....	32
(3) M/s Luxottica Group S.P.A vs. M/s Craftsviila Handicrafts Private Limited And Ors., .....	34
(4) GTM Teleshopping Pvt.Ltd. vs. John Doe (Ashok Kumar) and Ors., .....	36
(5) Dart Industries Inc. & Anr. vs. Trendsutra Platform Services Pvt. Ltd. & Ors., ...	37
4.2. 動的差止命令の事例 .....	38
(1) UTV Software Communication Ltd. And Ors. vs. 1337X.To And Ors., .....	38
(2) Snapdeal Private Limited vs. Snapdeallucky-Draws.Org.In & Ors., .....	41
(3) Gujarat Cooperative Milk Marketing Federation Ltd. & Anr. vs. Amul Franchise. In & Ors., .....	42
4.3. ジョン・ドウ命令／動的差止命令に関する現状課題、利用拡大の可能性 .....	44
5. 付録 (関連法令) .....	46
5.1. 付録A：インド民事訴訟法 (Code of Civil Procedure, 1908) の関連条文 .....	46
5.2. 付録B：IT 法 (Information Technology Act, 2000) 及び IT 規則 (Information Technology (Intermediaries Guidelines) Rules, 2011) の関連条文 .....	48
5.3. 付録C：著作権法 (Copyright Act, 1957) の関連条文 .....	51
5.4. 付録D：商標法 (Trade Marks Act, 1999) の関連条文 .....	55

## はじめに

インターネットの急速な発展に伴い、知財権保護が益々顕著な課題となる中、インドでは、インターネット上での知財権侵害、特に著作権・商標権侵害が横行している。特にオンライン海賊版・模倣品の流通は、深刻な懸念事項となっており、インドにおける知財権執行上の問題として大きな課題である。

その背景には、デジタル化により容易に世界がつながる時代となり、海賊／模倣行為が瞬時に行われるとともに、海賊／模倣行為者の身元を追跡しがたいという実態がある。

実際に、海賊版ウェブサイトに対する知財権行使に際し、オンライン海賊行為の特殊性やインターネットの性質のため、時間のかかる膨大な作業を要している。このようなウェブサイトは、ドメインプライバシーの陰に隠れるため、所有者を特定して疑惑を突き止めることが非常に困難な状態となっている。同様に、E コマースにおける模倣品流通においても、知財権者は困難に直面しており、模倣品販売者を追跡できない場合が多く、オンラインでの模倣品の取締りは特に困難を極めている。

このような状況下、知財権者が適切に権利を主張できるようにするために、効率的かつ効果的な知財権執行を可能とする仕組みが必要とされていることは明らかである。一方で、近年の裁判所によるジョン・ドゥ命令（John Doe Order）と動的差止命令（Dynamic Injunction）という救済措置が、インターネット上の知財権侵害、特に海賊行為との戦いにおいて有用であることが証明されてきており、インドの裁判所は、オンライン知財権侵害に対処するために、このような命令を積極的に発出している実態がある。

本報告書では、インターネット上の知財権侵害に対する民事訴訟、特にジョン・ドゥ命令、動的差止命令の役割、有用性を検証するとともに、事例研究を共有することを目的としている。

具体的には、インターネット上の海賊・模倣行為の動向を把握するとともに、これらに関する知財権侵害訴訟の動向を分析した。また、ジョン・ドゥ命令、動的差止命令の概要を整理し、そのメリット・デメリットを検証した。これら 2 つの救済措置に関する適切な事例研究も提供した。さらに、これらの救済措置の利用に係る現在の課題と、更なる活用の見通しを概観することを試みた。最後に、日本企業がこれら 2 つの救済措置を活用するための提案も行っている。

# 1. 概要

## デジタル化：

インドのデジタル経済は、インターネット普及率の上昇に伴い、急激な隆盛期を迎えている。インドは世界第2位のインターネット市場があり、約5億6,600万人のインターネットユーザが存在し、そのうち2億5,100万人がインドの農村部に住んでいる<sup>1</sup>。国民の97%が携帯電話を利用しており、1ユーザあたりの月間平均データ消費量は9.8GBとなっている<sup>2</sup>。また、約900の衛星テレビチャンネル、約6,000のマルチシステムオペレーター（MSO）、約60,000のローカルケーブルオペレーター（LCO）、7つのDirect-to-Home（DTH）オペレーターで構成される大規模な放送・配信セクターが存在する<sup>3</sup>。2015年7月、インド政府は、インドをデジタルによって強化された社会に変えるというビジョンのもと、「Digital India」プログラムを開始した。

## EC コマース市場等の拡大：

インドのEコマース市場は急成長を遂げており、インターネット普及率の上昇に後押しされ、その規模は2017年の385億ドルから2026年までには2,000億ドルに達すると予想されている<sup>4</sup>。2034年までには、米国を追い抜き、世界第2位のEコマース市場になる可能性がある<sup>5</sup>。増加する投資と政策支援は、同国のEコマースの成長に寄与しており、2019年2月には、インド政府は国家Eコマース政策の第1次草案を発表した。

## インターネット上の知財侵害：

インターネットの急速な成長に伴い、知財権保護問題が益々顕著な課題になっている。インターネット上での知財権侵害、特に著作権・商標権の侵害はインドで横行しており、実際、インドの裁判所には現在、不正ウェブサイト（Rogue websites）やオンラインプラットフォーム（Online marketing platforms）に対する訴訟が殺到している。不正ウェブサイトは、主に海賊版コンテンツ等を共有することで著作権を侵害し、それを助長する目的を有するウェブサイトである。知財権侵害は、現時点で、物理的によりも、（そのようなオンラインプラットフォームを介するものを含む）オンラインでより多く起こっている。

## インターネット上の知財権行使の重要性：

インターネット上での知財権侵害、特にオンライン海賊版・模倣品は、深刻な懸念事項であり、インドにおける知財権執行上の問題として大きな課題である。デジタル化により容易に世界がつながる現代においては、海賊／模倣行為が、瞬時に行われるとともに、海賊／模倣行為者の身元を追跡することはできない実態がある。したがって、知財権者が適切に権利を主張できるようにするためには、効率的かつ効果的な知財権執行を可能とすることが必要なことは明らかである。

---

<sup>1</sup> Mr. Rajiv Aggarwal, Joint Secretary, Department For Promotion Of Industry And Internal Trade, Ministry Of Commerce & Industry, Govt. Of India, CIPAM, *Keeping Pirates At Bay – India’s Anti-Piracy Campaign*, [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo\\_ace\\_14/wipo\\_ace\\_14\\_4\\_ppt.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_ace_14/wipo_ace_14_4_ppt.pdf)

<sup>2</sup> ibid

<sup>3</sup> ibid

<sup>4</sup> India Brand Equity Foundation (IBEF), (July 2019), *E-COMMERCE*, <https://www.ibef.org/download/E-Commerce-July-2019.pdf>

<sup>5</sup> ibid

## ジョン・ドゥ命令 (John Doe order) / 動的差止命令 (Dynamic injunction)

ジョン・ドゥ命令と動的差止命令は非常に重要な救済手段である。インドの裁判所は、オンライン著作権・商標権侵害に対処するために、積極的にこのような命令を発出している。こういった救済措置は、インターネット上の知財権侵害、特に著作権侵害に対処する上で有用であることが証明されている。ジョン・ドゥ命令とは、知財権侵害に関与した匿名の個人・団体に対して、裁判所が一方的に下す暫定的差止命令である。一方、動的差止命令は、差止命令を受けた主な侵害ウェブサイトへのアクセスを提供するミラーサイトをブロックするものである。この新しい手続手段に基づいて、現在の取り得る戦略は知財権者にとってさらに有利なものとなっている。不正ウェブサイトをブロックする上でのその有用性を考慮すると、これらの救済は、インターネット上の海賊版・模倣品の脅威に対処するために、知財権者によって日常的に活用し得るものであるといえる。

## 2. インターネット上の知財侵害の傾向

### 2.1. インターネット上の海賊版と模倣品

#### (1) インターネット上での海賊版と模倣品の違い

##### 海賊版：

インドが調印した TRIPS 協定では、第 51 条脚注 14 において、「著作権に関する海賊版」を「ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないで、ある物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう」と定義している。

オンライン海賊版は、著作権侵害に関わり、それを前提とするものである。一般に、インターネットで公表された作品、印刷物、録音、視聴覚作品、コンピューターソフトウェア、データ及び放送を編集したものであって、許諾のない明らかな侵害物を指す。例えば、映画、音楽、その他著作権で保護された作品の違法コピーを配布する不正ウェブサイトが存在し、著作権のある素材を法的な管轄権を超えて複製し、オンラインで容易に共有しているが、そのことが、権利者が自身の作品を保護することを困難にしている。オンライン海賊版は主に、インターネットのピアトゥピア（P2P）共有、及びストリーミングによって配信される。オンライン海賊版の独特の性質と組織化されていないインターネットの性質により、これらへの権利の施行は、時間のかかる、膨大な作業となっている。このような不正ウェブサイトは、一つのドメインからまた別のドメインへと容易に移行できる。さらに、そういったウェブサイトはプライバシーという隠れ蓑の陰に隠れるため、権利者が申し立てを起こすことを困難にしている。

#### A) 著作権侵害

1957 年著作権法（「著作権法」）は、「作品」の所有者に一連の独占権を与え、著作権が侵害された際の救済を提供している。電子的手法によりあらゆる媒体で保管することを含め、文学、演劇、又は音楽作品をいかなる形態で複製することも、そういった独占権に当てはまる。映画作品又はその実質的な一部を公衆に伝達することもまた、そういった独占権である。著作権侵害を扱う著作権法第 51 条は、仮想空間と実際の物理的空間での侵害を区別していない。著作権法第 51 条(a)(i)は、いかなる者も、著作権者の許諾なしに、著作権所有者に独占権が認められる行為を行う場合、著作権が侵害されるとしている。作品のデジタルによる複製がオンラインで利用可能になっているということは、著作権法で定義された「公衆への伝達」の範囲に入る。従って、インターネットにおいて自身のウェブサイトで、デジタルによる複製というかたちで映画作品をストリーミング又はダウンロード可能にし、公衆に伝達している海賊版ウェブサイトは、映画作品の著作権者の著作権を侵害していると言えるであろう。

#### B) 不正ウェブサイト

不正ウェブサイトとは、そもそも主として、侵害／海賊版のコンテンツ又は違法作品をシェアするウェブサイトである。自身のサイトでコンテンツをストリーミングすることもあれば、第三者のウェブサイトへのリンクを検索できるデータベースを提供していることも

ある。これらのウェブサイトの登録者詳細は分からないように隠されている。不正ウェブサイトの大数は、広告及び購読から収入を得ている。不正ウェブサイトに採用される広告ネットワークでさえ、ウェブサイト同様匿名で不明となっている。なお、以下の観点から、あるウェブサイトが不正ウェブサイトであるのかどうかを判断することができる。

- ウェブサイトの主目的が、著作権侵害を助長するものである。
- 登録者をたどることができない。
- ウェブサイトが著作権侵害に関する通知を受領後も沈黙している、又は何らかの措置を取らない。
- ウェブサイトへのトラフィック量又はアクセス頻度

### C) 仲介者

インドには、2000年情報技術法（改正）（「IT法」）が存在し、IT法第2条(1)(w)で「仲介者」という用語が広く定義されている。具体的には、「仲介者」は、インターネット上の認識できる限りのすべてのサービス提供者を対象とし、インターネットサービスプロバイダ（ISP）、ウェブホスティングサービスプロバイダ、サーチエンジン、オンライン決済サイト、オンラインオークションサイト、オンラインマーケットプレイス等を含んでいる。そして、IT法第79条は、特定の条件に当てはまる仲介者に対する免責を規定している。つまり、仲介者が、IT法第79条(2)及び第79条(3)を遵守するかぎり（以下を示すことができる限り）、仲介者が利用可能とする、又はホストする、第三者の情報・データ・通信リンクへの、仲介者の責任が免除されると定めている。

- i. その機能が、通信システムへのアクセスを提供することに限られている。
- ii. 送信を始めるものではなく、その受け手を選ぶものではなく、そこに含まれる情報を選択または変更するものではない。
- iii. 十分な注意を払い、その他既定のガイドラインに従っている。
- iv. 実際の知識を受け取った際、又は適切な政府もしくはその機関から、侵害品へのアクセスを削除するもしくはアクセスできないものとするようにとの通知を受け取った際に、迅速に行動していること。

ただし、仲介者は、不法行為の委託に共謀した、幫助した、加担した、又は勧誘した場合、第79条による免責の資格を有しない。

また、上記の通り、仲介者は、「十分な注意」を払う必要があり、この点について、2011年情報技術（仲介者ガイドライン）規則においても枠組みが設けられている。当該規則で特定されている十分な注意の手続きを遵守するために、仲介者はその規則・規定・プライバシーポリシー、及びアクセス又は使用のためのユーザ同意を発行しなければならない。これらの規則・規定・プライバシーポリシー及びユーザ同意はユーザに、いかなる著作権又は他の知財権を侵害するいかなる情報も、ホストせず、表示せず、アップロードせず、変更せず、発行せず、送信せず、更新せず、または共有しないことを記載しなければならない。当該規則3(3)は特に、仲介者は著作権又は他の知財権の侵害と知って情報をホスト又は発行してはならず、又、送信を始めてはならず、その受信者を選択してはならず、及びいかなる知財権侵害を含む情報の選択又は変更を行ってはならないとしている。

## 模倣品：

TRIPS 協定は、第 51 条脚注 14 において、「商標に関する模倣品」を「ある商品について、有効に登録されている商標と同一であり、又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するもの」と定義している。

模倣品とは、商標保護された商品の模倣であって、実質的に同一の複製であるか、又は混乱を引き起こすようなもっともらしい模倣からなるものである。模倣品の典型的な例において、模倣品と真正品の 2 つの商品の違いは、ほとんど識別しがたい。そのような場合、模倣者は、商標権者の信用・評判、及び当該商標権を利用するという不当な意図をもって、欺瞞的及び不正直に、模倣品を販売する。明らかに、上記の定義には偽造品も含まれる。言い換えれば、模倣品には、同一の登録された商標又は区別がつかないよう偽った商標を持つ商品、及び欠陥があるものや質が劣るもの、及び商標権者から生じたものではない商品が、含まれるのである。TRIPS 協定は、商品の標章だけでなく、サービス標章の模倣に対する保護も必要としている。

オンライン販売における模倣品の台頭は、憂慮すべき問題となっている。世界がつながっている現代のデジタルの時代にあっては、模倣品が事実上即座に販売することができ、模倣者の身元をたどることは難しい状況にある。インターネットの匿名性と偏在性により、インターネットで損害が起こる可能性は、現実社会のものよりもはるかに大きい。E コマースの世界では、模倣品の販売者は、ほぼ完全に匿名であり、E コマースのウェブサイト/オンラインマーケットプレイスは通常、IT 法の下で仲介者に提供されている免責を主張するため、知財権者が模倣品の販売者を追跡することを難しくしている。

### A) E コマース

模倣者はしばしば、インターネットを通じて、権利者の商標を侵害する商品の表示・広告・販売促進・販売・配送及び配布を行っている。それには、オンラインショッピングウェブサイト/E コマースプラットフォーム、オークションサイト、ソーシャルメディアプラットフォーム、モバイルアプリケーション、ブログも含まれる。模倣者（侵害者）はしばしば、そのウェブサイトにはトラフィックを引き付けるため、メタタグに商標を使用する。メタタグとは、キーワードによって提供されるリンクである。侵害者は、自己のウェブサイトが、何らかの形でスポンサーがあり、アフィリエイトがあり、権利者の真正な商標が付された商品の販売が認められているという印象を与えるように、ウェブサイトを作成する。

### B) 商標権侵害と仲介者責任

現在、インターネットの模倣品を扱う特定の法律はなく、法律上ではオフラインとオンラインの模倣品に区別はない。1999 年商標法の関連条文は、オフラインの模倣品に適用されるのと同じようにオンラインの模倣品に適用される。しかしながら、IT 法第 79 条はオンラインマーケットプレイスに免責を与え、それらのシステムに投稿された第三者の情報に対する責任を限定している。それは、第三者、すなわち販売者による法の非遵守及び/又は違反への責任は、オンラインマーケットプレイスには課されないということを確認するものである。E コマースウェブサイト/オンラインマーケットプレイスは、特に、商品販売等を行うプラットフォームを販売者に提供しただけであるという理由で、通常、IT 法第 79 条の下で仲介者に与えられた免責を主張する。

商標権侵害に対するオンラインマーケットプレースの責任について、インドの法的立場は、IT 法第 79 条(2)及び(3)を遵守していないオンラインマーケットプレースは、商標権侵害に対して責任を負う、というものである。

オンラインマーケットプレース/プラットフォームの役割が、仲介者のそれを超えるものであることが証明されれば、オンラインマーケットプレースには、IT 法第 79 条の保護を受ける資格がない。そのような場合、オンラインマーケットプレースは、そのプラットフォームで、商標権を侵害する商品の販売を制限する責任があるといえる。

## (2) インターネット上の海賊版・模倣品の傾向

「模倣品と海賊版の貿易の傾向」と題する OECD/EUIPO 報告の試算によると、模倣品と海賊版は、2016 年世界貿易において 5,090 億米ドルに上り、全体の 3.3%を占めている<sup>6</sup>。2013 年の 4,610 億米ドル、2.5%から増加している<sup>7</sup>。当該報告によると、首位の中国よりもはるかに少ないものの、インドは多くの産業で模倣品の主要発信地となっている<sup>8</sup>。

世界ブランド模倣報告 2018 によると、さまざまな産業にわたり、世界の模倣品合計は 2017 年に 1 兆 2,000 億米ドルに達し、2022 年までに、1 兆 8,200 億米ドルに達する見込みである<sup>9</sup>。この報告は、オンライン模倣品による損失は、2017 年に世界全体で 3,230 億米ドルに上ったと試算している<sup>10</sup>。また、主に衣服・繊維・靴・化粧品・鞆・時計などの高級消費者商品の模倣による損失は、オフラインとオンラインの媒体を合わせ、980 億米ドルに上ったと試算されている<sup>11</sup>。

また、「模倣品と海賊版の経済的影響」と題する報告は、模倣品と海賊版の取引価値は 2022 年までに 9,991 億米ドルに達すると試算している<sup>12</sup>。さらに、映画、音楽、ソフトウェアのデジタル海賊版の価値は、2022 年の終わりまでに、3,840 億～8,560 億米ドルに達すると試算されている<sup>13</sup>。

FICCI CASCADEの報告によると、携帯電話、FMCG、アルコールとタバコを含む7つの製造セクターにおける不正マーケットでインド政府は2014年度に3,923億9千万インドルピーの年間損失を被った<sup>14</sup>。この7セクターに関わる損失は、2011年年度の7,296億9千万インドルピーから2013年度の1兆538億1千万インドルピーへと2年間で44.4%増加している<sup>15</sup>。

---

<sup>6</sup> OECD/EUIPO (2019), *Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods, Illicit Trade*, OECD Publishing, Paris/European Union Intellectual Property Office. <https://doi.org/10.1787/g2g9f533-en>

<sup>7</sup> *ibid*

<sup>8</sup> 本報告書で使用されている「模倣品(counterfeit)」という用語は、商標、意匠権または特許を侵害する有形商品を指し、「海賊版(pirated)」という用語は、著作権を侵害する有形商品を指す。

<sup>9</sup> [https://www.researchandmarkets.com/research/hzjb9c/global\\_brand?w=4](https://www.researchandmarkets.com/research/hzjb9c/global_brand?w=4)

<sup>10</sup> *ibid*

<sup>11</sup> *ibid*

<sup>12</sup> Frontier Economics, *The Economic Impacts Of Counterfeiting And Piracy*, Report prepared for BASCAP and INTA, <https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2017/02/ICC-BASCAP-Frontier-report-2016.pdf>

<sup>13</sup> *ibid*

<sup>14</sup> Grant Thornton, FICCI CASCADE, *Emerging Challenges to Legitimate Business in the Borderless World*, [https://www.ficcicascade.in/wp-content/uploads/2018/07/FICCI-CASCADE-GT-ReportEmerging\\_Challenges\\_Report\\_-illicit-trade-1-1.pdf](https://www.ficcicascade.in/wp-content/uploads/2018/07/FICCI-CASCADE-GT-ReportEmerging_Challenges_Report_-illicit-trade-1-1.pdf)

<sup>15</sup> *ibid*

インドのEリテールマーケットは、2020年度までに257億5千万米ドルに達すると試算されている<sup>16</sup>。また、全体として、インドのオンラインショッピング利用者は2025年までに2億2,200万人を超えると見込まれている<sup>17</sup>。LocalCirclesによる2018年のインドにおける調査（約3万を対象）によると、Eコマースプラットフォームで販売された商品の5つに1つが模倣品であった<sup>18</sup>。そして、回答者の37%が、Eコマースウェブサイトの中でSnapdealが最も多くの模倣商品を発送していると述べたことが明らかになった<sup>19</sup>。また、香水と化粧品のカテゴリーで、最も多い35%の回答者が模倣品を受け取ったとしており、スポーツ用品（22%）、鞆（8%）が、それに続いている<sup>20</sup>。図1は、Eコマースウェブサイトで販売された模倣商品の上位カテゴリーを示す。

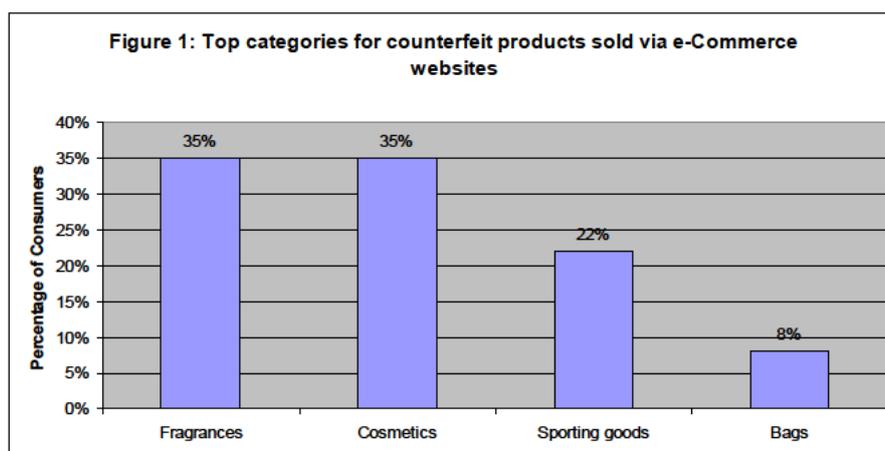


図1

インドのメディア・娯楽産業では、海賊版に起因して、年間収入損失約28億米ドルと6万人の失業が発生していると試算されている<sup>21</sup>。海賊版による収入損失は、2008年には2,700万米ドル近くと試算されたが、2017年には20億米ドルと飛躍的に増加した<sup>22</sup>。また、9年間の映画産業の合法的なもの成長は40%にすぎないが、同期間の映画の海賊版の増加は300%にも達した<sup>23</sup>。インドにおいて、映画産業は合法的なものにより約20億米ドルを稼いでいるが、海賊版によるものは35%多い27億米ドルと試算されている<sup>24</sup>。「Irdeto世界消費者海賊版の脅威2018」と題するまた別の報告によると、2017年1月から2018年5月にかけて、インドのP2Pダウンロード数は9億6,500万であり、P2Pダウンロード世

<sup>16</sup> India Brand Equity Foundation (IBEF), (July 2019), *E-COMMERCE*, <https://www.ibef.org/download/E-Commerce-July-2019.pdf>

<sup>17</sup> ibid

<sup>18</sup> “One in five products sold by e-tailers is fake: Survey”, TNN, <https://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/1-in-5-products-sold-by-e-tailers-is-fake-survey/articleshow/66504276.cms>

<sup>19</sup> ibid

<sup>20</sup> ibid

<sup>21</sup> Mr. Rajiv Aggarwal, Joint Secretary, Department For Promotion Of Industry And Internal Trade, Ministry Of Commerce & Industry, Govt. Of India, CIPAM, *Keeping Pirates At Bay – India’s Anti-Piracy Campaign*, [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo\\_ace\\_14/wipo\\_ace\\_14\\_4\\_ppt.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_ace_14/wipo_ace_14_4_ppt.pdf)

<sup>22</sup> ibid

<sup>23</sup> ibid

<sup>24</sup> <https://www.thenewsminute.com/article/indian-films-gross-2-billion-piracy-makes-35-more-48603>

界上位5カ国に入っている<sup>25</sup>。図2は、2017年1月から2018年5月のP2Pダウンロード数世界上位5カ国を示す（単位は10億）。

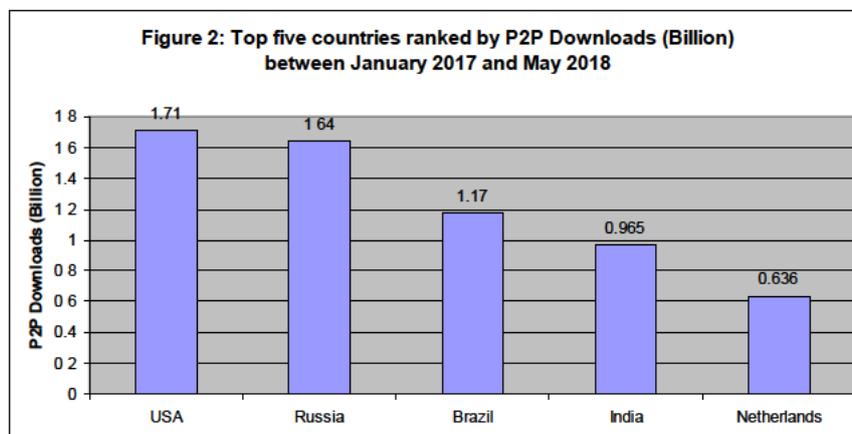


図 2

さらに、海賊版に関する侵害データ追跡企業MUSOによる海賊版報告2017によると、2017年、音楽・テレビと映画・出版・ソフトウェアの海賊版ウェブサイトの世界全体で合計3千億以上のアクセスがあったが、インドからは170億アクセスが記録された<sup>26</sup>。しかし、MUSOの海賊版報告2018によれば、2018年にインドからは合計96億アクセスが記録された。これは、海賊版ウェブサイトへアクセスした者の数が、2018年には世界全体で1,900億のみであったからである<sup>27</sup>。これら2つの報告によると、2017年と2018年ともに、海賊版ウェブサイトへ最も多くアクセスした国としては米国が首位であり、インドは5位以内となっている。図3は、海賊版ウェブサイトへのアクセスに関するインドと世界の比較を示している。

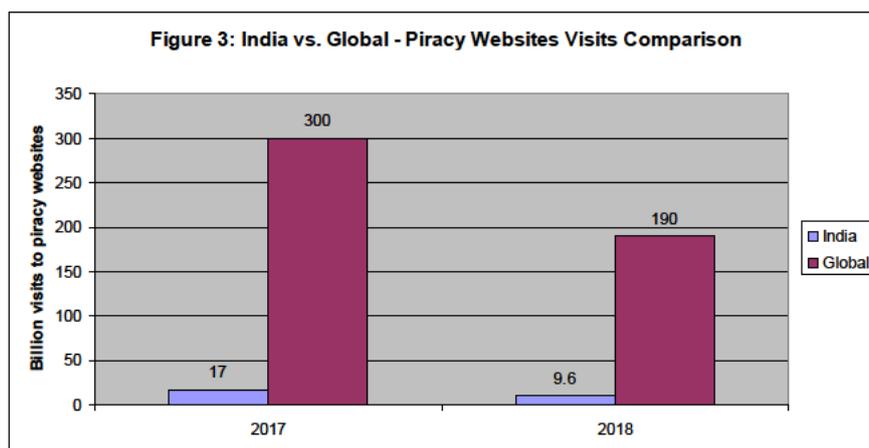


図 3

<sup>25</sup> <https://resources.irdeto.com/white-papers-e-books-reports/irdeto-global-consumer-piracy-threat-2018>

<sup>26</sup> <https://www.muso.com/magazine/global-piracy-increases-throughout-2017-muso-reveals>

<sup>27</sup> <https://www.muso.com/magazine/global-piracy-hits-190-billion-visits-in-2018-but-uk-sees-a-drop>

## 2.2. 民事救済の活用概況

### (1) インターネット上の海賊版・模倣品に対する訴訟の傾向

2019年にデリー高裁に提訴された知財侵害事件<sup>28</sup>の調査と分析を行い、オンライン海賊版<sup>29</sup>及びオンライン模倣品（商標関係）に係る事件<sup>30</sup>を含むオンライン知財侵害事件の実態を整理した。具体的には、デリー高裁の公式ウェブサイトから手作業により、2019年にデリー高裁に提訴された合計525件の知財関連訴訟の情報を得た。525件のうち464件が、知産侵害に関するものである。464件のうち229件がオンライン知財侵害に、235件がオフライン知財侵害に関連している。

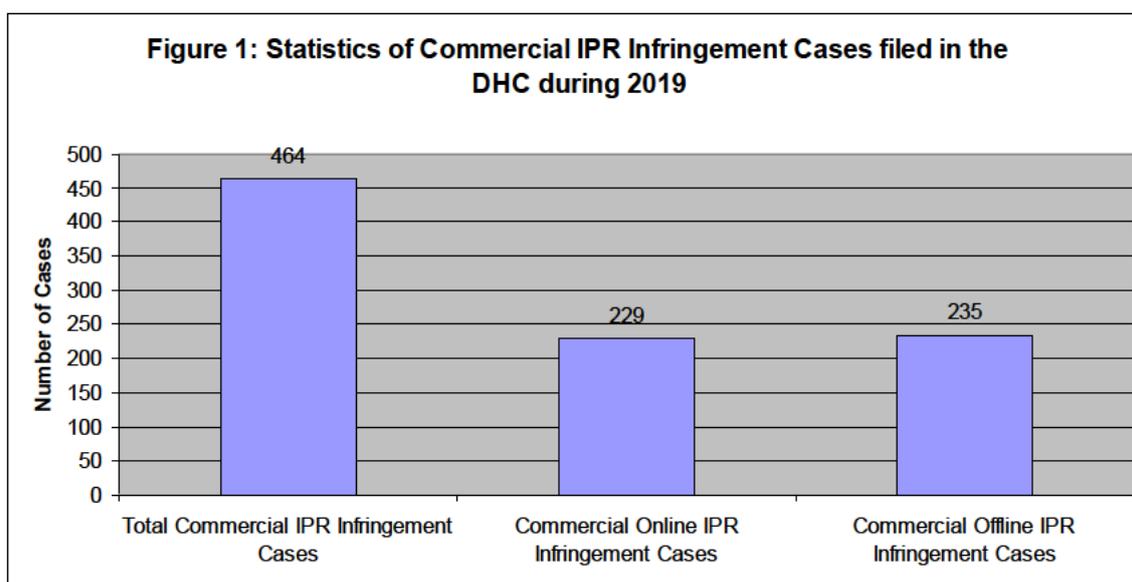


図 1

上記データに基づいて、図 2 に 2019 年にデリー高裁に提訴された知財侵害事件のオンラインとオフラインの割合を示す。知財侵害事件全体の 49%がオンライン知財侵害に関連し、残り 51%がオフライン知財侵害に関連していることが分かる。

<sup>28</sup> デリー高裁は、知財権訴訟に適した裁判所と考えられている。

<sup>29</sup> 本報告書で使用されている「インターネット上の海賊版(Online piracy)」という用語は、インターネット上の著作権侵害であって、主に海賊版コンテンツ等を共有することで著作権を侵害し、それを助長する目的を有する不正ウェブサイト (rogue website) のような主体が関与することが明らかなものと定義される。

<sup>30</sup> 本報告書で使用されている「オンライン商標模倣 (online trademark counterfeiting)」という用語は、インターネット上での商標侵害と定義される。

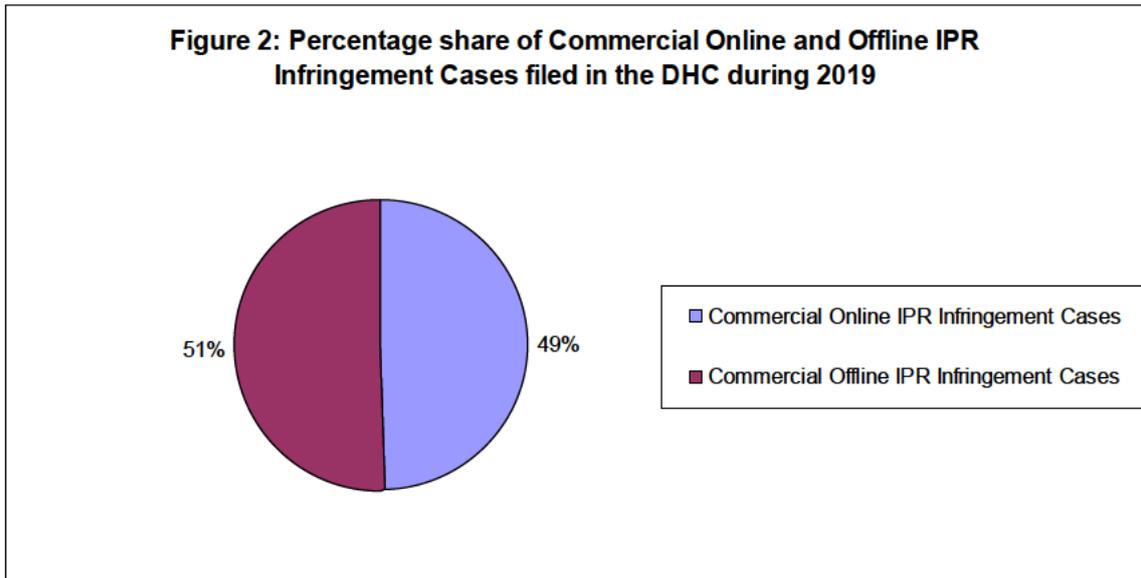


図 2

次に、図 3 に、2019 年にデリー高裁に提訴された 229 件のオンライン知財侵害事件の内訳を示す。229 件のオンライン知財侵害事件のうち、商標のみに関係するものが、最も多く 111 件、著作権のみに関係するものが 45 件、特許のみに関係するものが 11 件であった。また、1 つの事件に複数種別の知財権が関係するケースも多数存在することが分かった。具体的には、229 件のうち、59 件が商標と著作権に、2 件が著作権と意匠権に、1 件が商標と意匠権に関連していた。

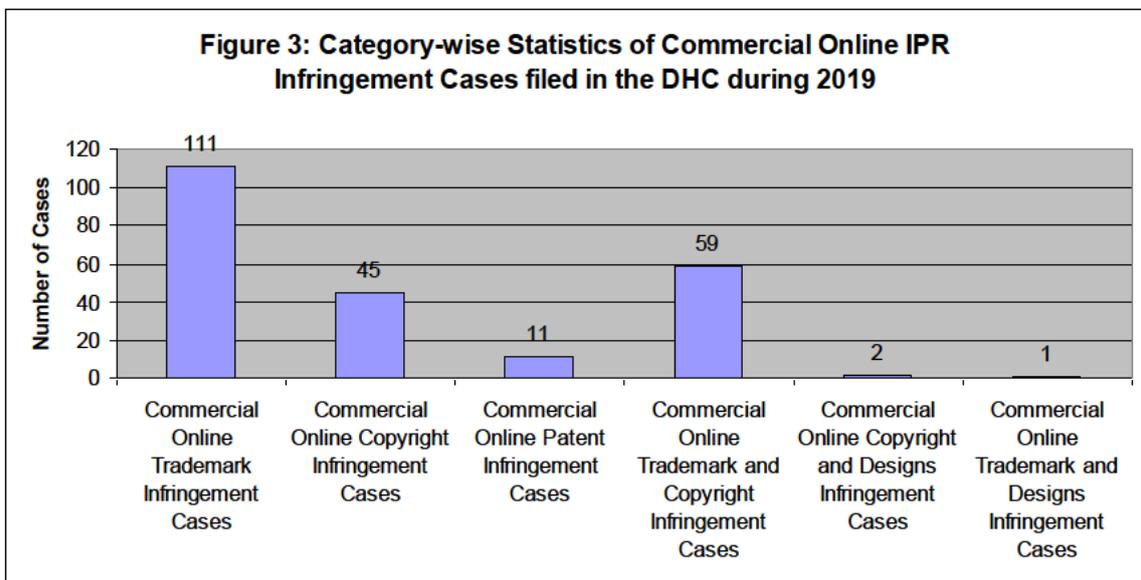


図 3

上記データに基づいて、図 4 に、2019 年にデリー高裁に提訴されたオンライン知財侵害の各カテゴリーの割合を示す。オンライン知財侵害事件全体のほぼ 48%が商標に関連し、続いてほぼ 25%が商標と著作権両方に関連し、ほぼ 19%が著作権に関連していることがわかる。

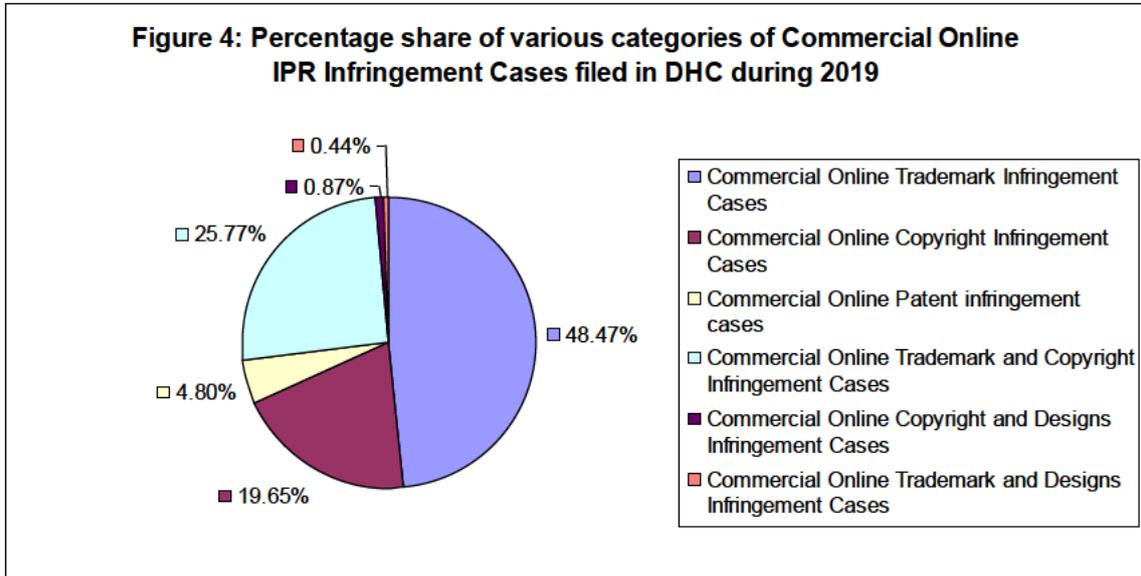


図 4

事件内容を分析したところ、図 5 に示すように、オンライン知財侵害事件 229 件のうち、33 件が海賊版に、16 件が商標の模倣に関連していることが分かった。

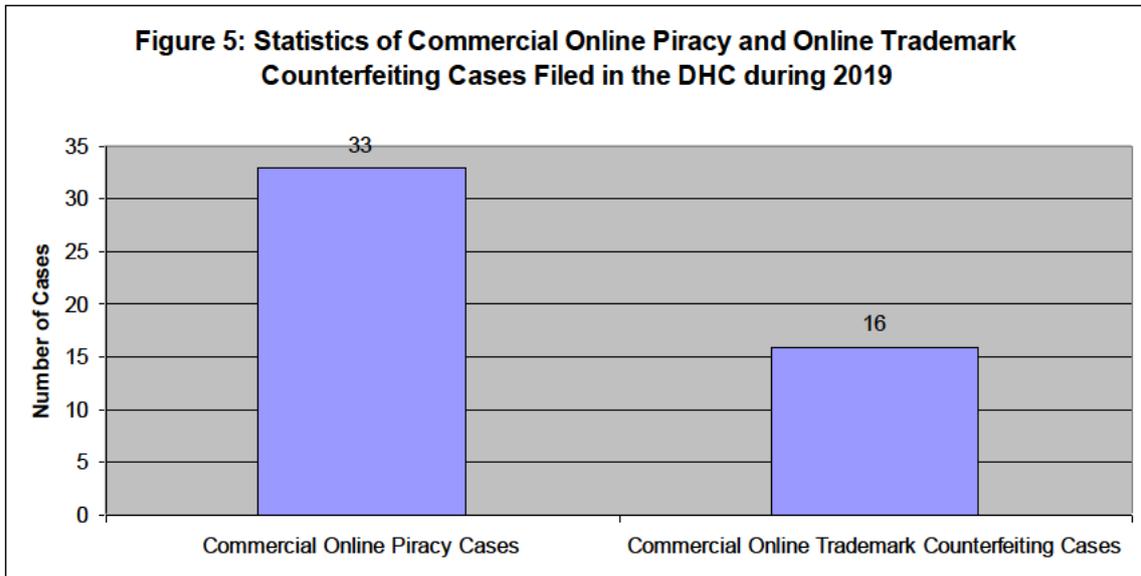


図 5

上記データに基づいて、図 6 に、2019 年にデリー高裁に提訴された、オンライン海賊版・模倣（商標関係）事件の割合を示す。オンライン知財侵害事件全体のほぼ 14%が海賊版に、ほぼ 7%が商標の模倣に関連していることを示しており、残り 79%の事件は、海賊版及び商標の模倣以外の主題に関連するものである。

**Figure 6: Percentage share of Commercial Online Piracy and Online Trademark Counterfeiting Cases filed in the DHC during 2019**

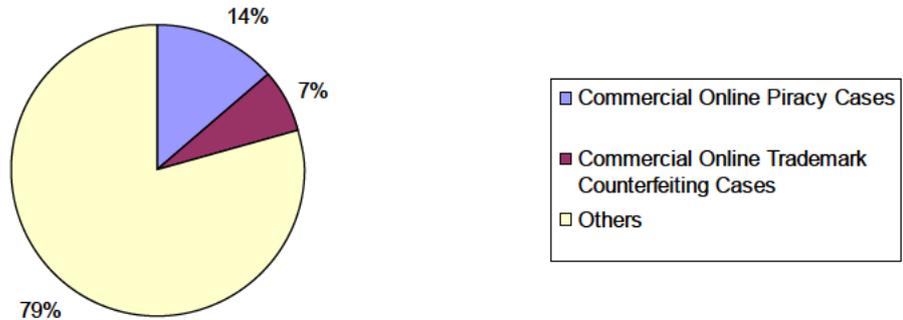


図 6

事件内容を分析したところ、図 7 に示すように、33 件のオンライン海賊版事件のうち、映画の海賊版に関連するものが最も多く 23 件、続いてスポーツ放送の海賊版に関連するものが 7 件、デジタル又はインターネットのプラットフォーム/テレビチャンネルの海賊版に関連するものが 2 件、ソフトウェア海賊版に関連するものが 1 件であることが分かった。

**Figure 7: Category-wise Statistics of Commercial Online Piracy Cases Filed in the DHC during 2019**

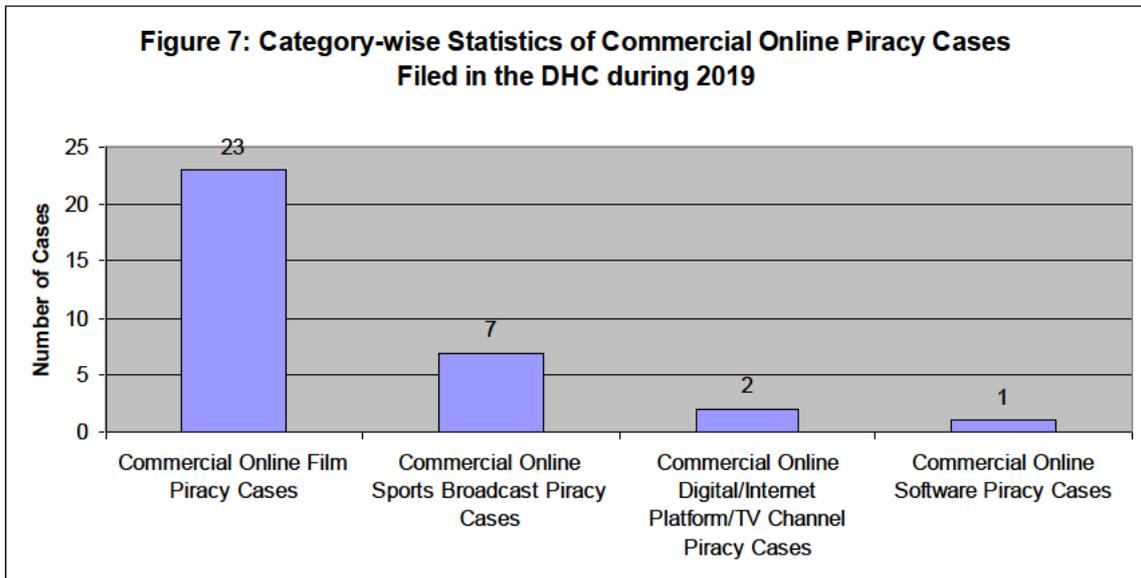


図 7

上記データに基づいて、図 8 に、2019 年にデリー高裁に提訴されたオンライン海賊版事件の各カテゴリーの割合を示す。オンライン海賊版事件のうちほぼ 70%が映画の海賊版に関連し、続いて21%がスポーツ放送の海賊版に、6%がデジタル又はインターネットのプラットフォーム/テレビチャンネル海賊版に、3%がソフトウェア海賊版に関連している。

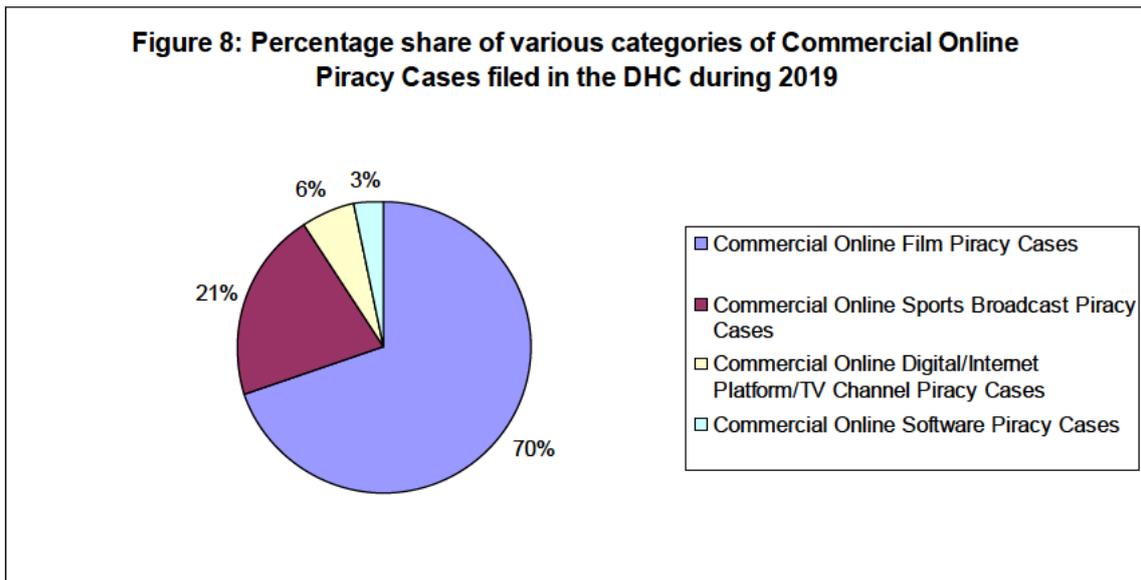


図 8

事件内容を分析したところ、図 9 に示すように、オンライン海賊版事件 33 件のうち、19 件においてジョン・ドゥ命令と動的差止命令の両方が発出されており、12 件においてジョン・ドゥ命令が発出されており、1 件において動的差止命令が発出されていることが分かった。当該 33 件のうち 1 件においてはジョン・ドゥ命令、動的命令ともに発出されていない。(合計 31 件においてジョン・ドゥ命令が発出され、20 件において動的差止命令が発出された。)

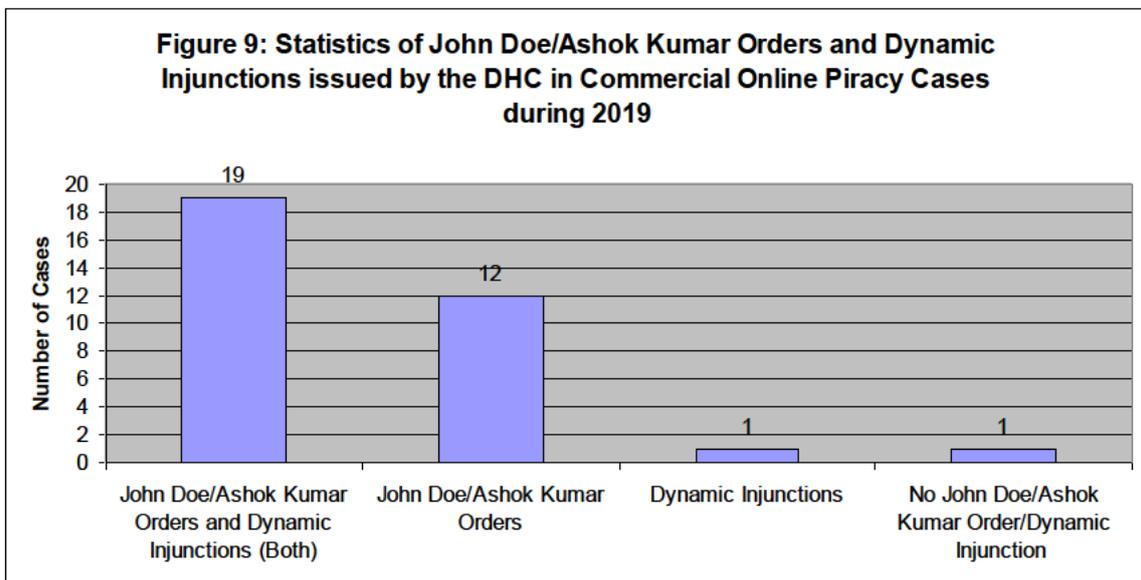


図 9

また、動的差止命令が発出された 20 件を分析したところ、18 件が、差止命令を出された不正ウェブサイトに関連するミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトに対する動的差止命令であり、以下のように具体的な命令が発出されていることが分かった。

- i. 原告が、何らかのミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトを発見した際には、そういったミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトに対し、民事訴訟法（「CPC」）の関連する規定の下、訴訟を提出することができる。
- ii. 原告は、そういった訴訟を提出する際に、宣誓供述書も提出し、新たに告訴されたウェブサイト又は提示された被告は、ミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトであることを、それを十分に支える証拠によって確実にしなければならない。及び、
- iii. そういった申請は、共同登録官（司法官）に一覧として提出されなければならない。共同登録官は、記録された資料に納得がいけば、インターネットサービスプロバイダ（ISP）に、そういったミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトにおいてアクセスできなくするよう、命令を出さなければならない。

これら18件は、この種の命令が初めて発出された、オンライン海賊版事件「UTV Software Communication Ltd.他対1337X.To他（2019 SCC OnLine Del 8002）」におけるデリー高裁の画期的な判決に従っていることがわかった。なお、当該20件のうちの他の2件では、ミラーウェブサイトに対して単に動的差止命令を出しただけであり、そこでは上記のような具体的な命令は出されなかった。

これら33件のオンライン海賊版事件をさらに分析したところ、裁判所は、不正なコンテンツをホストする特定のURLではなく、ISPに対して、異議が唱えられたウェブサイト全体をブロックするよう命令を出す傾向があることがわかった。不正／侵害ウェブサイトは、独立した調査官が調査を行うことによって特定され、裁判で被告として告訴されるということもわかった。

上記データに基づいて、図 10 に、2019 年のオンライン海賊版事件におけるジョン・ドゥ命令及び動的差止命令の発出割合を示す。オンライン海賊版事件全体 33 件のうちほぼ 58%の事件で、ジョン・ドゥ命令と動的差止命令の両方が発出されており、ほぼ 36%の事件でジョン・ドゥ命令のみが発出されている。さらに、3%の事件で動的差止命令のみが発出されており、残り 3%の事件では、これらの命令が発出されなかった。

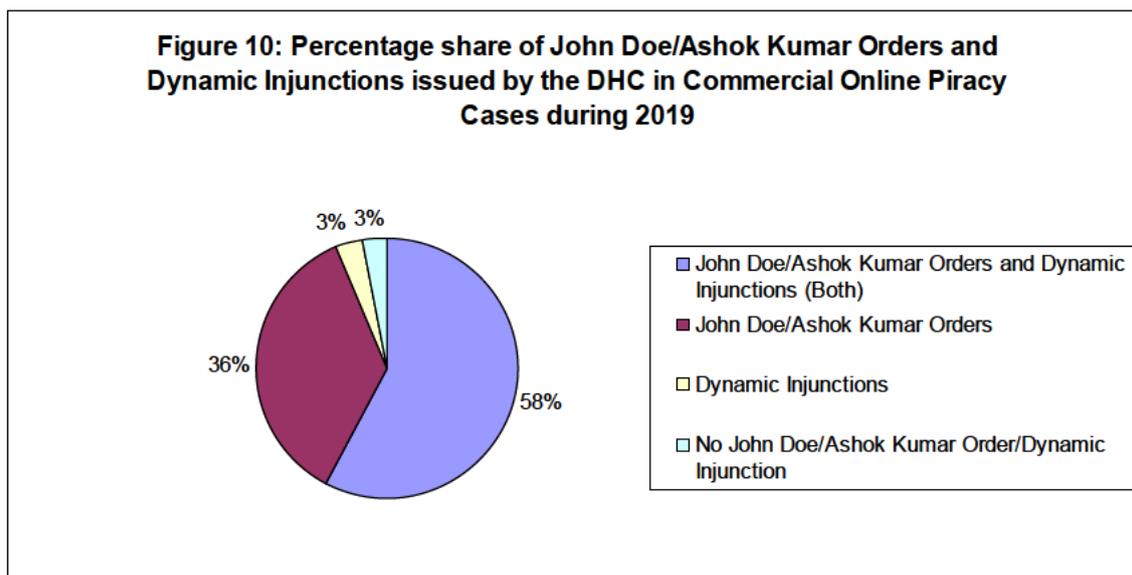


図 10

さらに、図 11 に、オンライン模倣（商標関連）事件におけるジョン・ドゥ命令に係る統計を示す。オンライン模倣（商標関連）事件全体の 16 件のうち 11 件（69%）で、ジョン・ドゥ命令が発出された。しかし、これらの事件の中で動的差止命令が発出された事件はなかった。

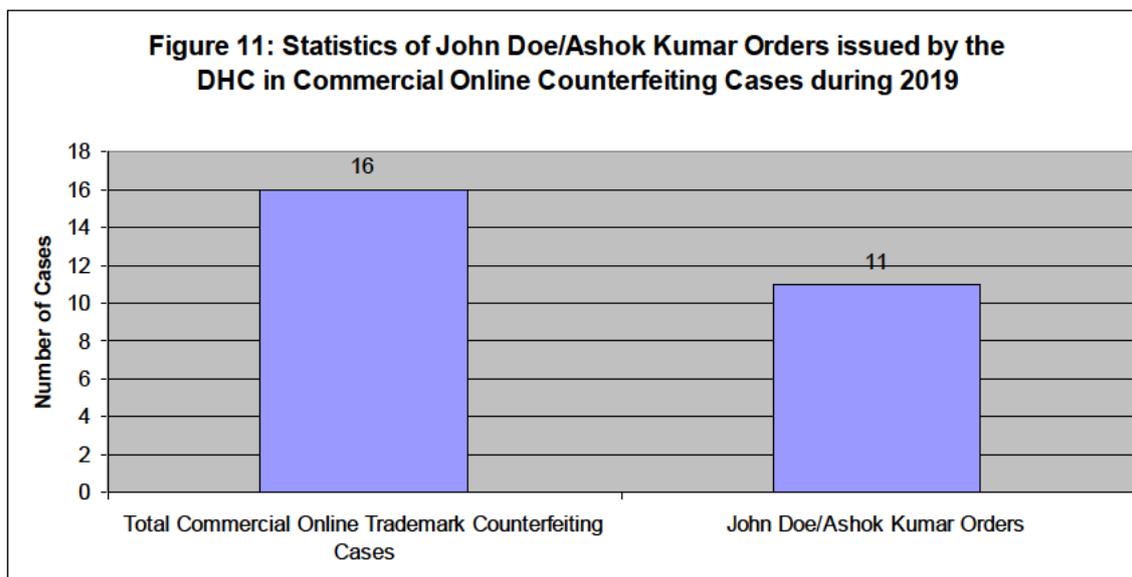


図 11

## (2) (刑事救済に対する) 民事救済のメリット・デメリット

インターネット上での知財侵害に対する救済は、知財関連法の下で個別に対応されるものではなく、物理的／オフラインの媒体に対する侵害の場合と同様である。例えば、著作権侵害を扱う著作権法の関連規定は、仮想空間での侵害と実際の物理的な空間での侵害を区別しない。同様に、商標法の関連規定は、オフラインの模倣品に適用されるのと同じように、オンライン模倣品に適用される。

民事救済は主に、差止命令、損害賠償または利得引渡（rendition of accounts of profits）、引渡、廃棄の形態で実行される。権利者は、Anton Piller 命令、ジョン・ドゥ命令、マリヴァ差止命令、動的差止命令等といった暫定救済を得る可能性がある。

民事救済は、オンライン知財侵害に対し、インドで最も一般的で好まれている。この救済は、知財権法に精通した高裁レベルで可能となっている。模倣品に係る事件が裁判所で争われることは少なく、多くの場合、模倣者はすぐさま和解している。明白なオンライン知財侵害事件については、裁判所はほとんど、権利者／原告に有利で侵害者／被告に不利な、一方的な暫定差止命令を発出している。裁判所は、知財侵害ウェブサイトに対して積極的にジョン・ドゥ命令を発出している。いくつかの事件において、裁判所は、E コマースウェブサイトの模倣品（商標関係）を差し止めた。インドでは、オンライン知財侵害事件として、特に映画作品及びスポーツ放送に係る著作権を侵害する不正ウェブサイトを差し止めた数多くの裁判所命令が存在する。そのような知財侵害ウェブサイトへのアクセスをブロックするため、これらの命令は、インターネット接続を提供する ISP に対しても発出されている。

さらに、裁判所は、通知を受けたにもかかわらず被告が出廷しない、又は、出廷したにもかかわらず、供述を文書で提出しない、又は、原告の文書を否定しないといった明白な知財侵害事件において、略式判決を下してきた。一方、2015年商事裁判所法は、商事に係る民事訴訟の略式判決に関して、例外的な規定を設けている。その規定は、いかなる商事紛争も、録音された音声の証拠なしに、裁判所が主張を決定することを許可している。裁判所はその職権にて、特に被告がその主張を弁護することに成功するという見込みがないと考慮される場合に、被告に略式判決を下す可能性がある。

民事救済に関して、これまでに裁判所において、商標権侵害に際し、IT法第79条の下でEコマースプラットフォームに認められる免責の範囲、及びその条件を検討する機会があり、Eコマースウェブサイトが実際に仲介者であるかどうかを決定するためのキーとなる様々な要因が提示されてきた。また、裁判所において、オンライン海賊版の事件に際し、差し止められた不正ウェブサイトのミラーウェブサイトに対し動的差し止め命令を発出するガイドラインが提示されてきた。さらに、裁判所において、IT法の下で著作権侵害となるオンラインプラットフォームを運営するサービス提供者（仲介者）の責任を検討もされてきた。しかし、オンライン知財侵害について民事救済を図るための法律、その運用は依然として発展途上である。

一方、刑事救済に関しては、一般に、侵害が広範囲である、真正品と模倣品の相違を示すことが難しい、又は市場調査が必要である、といった場合に選択される。警察が取り締まり後に知財侵害に関与した被疑者を逮捕することは、他の模倣品取引業者を牽制し、知財侵害を抑制しうる。しかし、刑事救済に向けて警察と協働する際には課題が存在する。警察との協働は、完全に予測不可能であり、時間がかかり、とりとめがない。警察に対する緊密な常時の監視とフォローアップが必要になる。そして、警察は一般に、オンライン知財侵害に対応するために必要な法律の理解／経験が欠けている。治安判事裁判所にあっても、オンライン知財侵害に対応する法に精通していない可能性がある。この救済の幅は限られており、有罪判決／成功率は低いといえる。

#### インターネット上の知財権侵害に対する民事救済と刑事救済との比較

救済	メリット	デメリット
民事	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 差止、損害賠償（補償的、懲罰的）、利得引渡を請求可能。 [懲罰的損害賠償の例：<i>Cartier International AG &amp; Ors. v. Gaurav Bhatia &amp; Ors.</i>, 226 (2016) DLT 662 原告の商標が付された高級品の模倣品がECサイトを通じて販売された商標権侵害事件において、デリー高裁は原告を支持し、1,000万INRの懲罰的損害賠償を被告に課した。]</li> <li>✓ 迅速な暫定救済を利用可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>● アントンピラ命令（Anton Piller Order）（捜索・押収命令）</li> <li>● ジョン・ドゥ命令（John Doe/Ashok Kumar Order）（無名の個人／事業者に対する制限命令）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ アントンピラ命令を執行しても何も得るものがない場合、インターネット上の知財権侵害に係る民事訴訟が不成立となる可能性がある。</li> <li>❖ 民事訴訟では、被告のオンラインプラットフォーム上で原告製品が実際に販売されていなかった場合、原告のブランドを使用した製品を広告して宣伝していたにもかかわらず、対象となるインターネット上の知財権侵害事件では、最終的には損害賠償や利得引渡、費用</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マリーヴァ命令 (Mareva Injunction) (侵害者・被告の資産凍結命令)</li> <li>● 動的差止命令 (Dynamic Injunction) (差止られた不正サイト等のミラーサイトに対する差止命令)</li> </ul> <p>✓ インターネット上の知財権侵害事件において、Anton Piller 命令に基づいて裁判所から任命されたコミッショナーによる委託執行時の警察の立ち会い (裁判所から必要な援助を求める指示があった場合) は、高い抑止力を生む可能性がある。</p> <p>✓ 裁判所は、インターネット上の知財権侵害に関与する未知の侵害者 (侵害サイトの匿名の所有者など) の身元、住所、連絡先などを確認・調査すること、法律に基づいた措置を講じることを、警察のサイバーセル、経済犯罪対策本部に指示できる。</p> <p>✓ インターネット上の知財権侵害・模倣品事案において、特定ターゲット (製造者・販売者) の関与が判明している場合、刑事救済に係る措置を講じたにもかかわらず侵害が継続する場合に望ましい措置である。</p> <p>✓ 権利管理情報の保護のために民事上の救済措置が可能である。(著作権法 65B 条)</p>	<p>の支払いに係る命令が発出されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 仲介者は、自身が利用可能な状態とする、又はホストする、第三者のデータ、情報、通信リンクに関して、民事責任が免責される。(IT 法第 79 条)</li> <li>❖ インターネット上の知財権侵害に係る法律学 (仲介者責任や、特定 URL だけではなく、ウェブサイト全体へのアクセスを無効にする点も含む) は、まだ発展途上にある。</li> <li>❖ 技術的保護措置の迂回に対する民事上の救済手段の欠如している。(著作権法 65A 条)</li> </ul>
刑事	<p>✓ 刑事責任が問われる商標模倣に関する様態 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-模倣品の保管を許可するオンラインマーケットプレイス/E コマースのウェブサイト</li> <li>-請求書に標章を使用し、模倣品が本物であるかのような印象を与えるサービス提供者</li> <li>-模倣品を販売促進するために、ウェブサイト上に標章を広告として表示すること</li> <li>-模倣品を自前で包装・販売、販売提供すること</li> </ul> <p>✓ 著作権のある著作物をホスティング/発信/利用可能な状態にする/出版/発信する不正ウェブサイトは、その責任を負う。</p> <p>✓ デジタル著作権侵害に対抗するために、有効な技術的保護措置の迂回や権利管理情報に対して刑事上の救済措置が規定されている。(著作権法 65A、65B 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 差止命令、損害賠償、利得引渡の選択肢がない。</li> <li>❖ 仲介者は、自身が利用可能な状態とする、又はホストする、第三者のデータ、情報、通信リンクに関して、刑事責任が免責される。(IT法第79条)</li> <li>❖ 警察は一般的にインターネット上の知財権侵害を扱うための法律理解と経験が不足している。</li> <li>❖ インターネット上の知財権侵害事件の優先順位が低い。</li> </ul>

### 3. インターネット上の知財侵害に係る民事摘発

#### 3.1. ジョン・ドウ命令／動的差止命令

##### (1) ジョン・ドウ命令／動的差止命令の概要

ジョン・ドウ命令：

この命令は基本的に、発出時点では身元不明の被告に対する差止命令である。インドでは「Ashok Kumar 命令」とも呼ばれている。そして、身元不明の被告は、便宜上、「ジョン・ドウ／Ashok Kumar」と呼ばれる。その身元不明の被告は個人、ウェブサイトその他でもあり得る。原告は、身元不明の被告をジョン・ドウ／Ashok Kumar として告訴ができ、裁判所からの適切な命令を求めることができる。原告が裁判所に救済を求める時点で、すべての侵害者を特定、追跡することが困難な場合に最も効果的なものである。

ジョン・ドウ訴訟は、代表訴訟の原則と、裁判所の固有権発動の組み合わせである。また、Anton Piller 命令の強制遵守の形式、マリーヴァ差止命令の資産凍結のバリエーションの組み合わせでもある。(CPCの規定 (Order I Rule 8<sup>31</sup>、Order XXXIX<sup>32</sup>及び第151条<sup>33</sup>))

ジョン・ドウ命令の起源は英国のエドワード3世の時代に遡り、英国上訴裁判所で扱われた Anton Piller K.G vs. Manufacturing Processes Ltd. And Ors., (1976) (1 All ER 779) 事件における Anton Piller 差止命令 (一般に Anton Piller 命令として知られている。) に由来するものである。つまり、ジョン・ドウ命令は Anton Piller 命令の一形態として知られているが、Anton Piller 命令では被告が特定される点で相違する。なお、Anton Piller 命令は、捜査又は、原告が法手続を起こさなければ被告によって破棄される可能性がある重要な証拠を確保するために原告が被告の敷地に入ること、を許可する一方的な命令である。

インドでは、デリー高裁によって初めて、ジョン・ドウ命令の性質を有する命令が発出された (Taj Television Limited vs. Rajan Mandal (2003 FSR 22))。この事件において、インドの裁判所は、初めてジョン・ドウという概念を認識し、CPC 第151条の下、固有権限を行使する一方で、ジョン・ドウの被告に差止命令を発出した。

なお、Reliance Big Entertainment Pvt. Ltd. vs. Jyothi Cable Network 他 (CS(OS) 1724/2011) 事件においては、ジョン・ドウ命令と同様な命令が発出されるとともに、予防的 (*quia timet*) 差止命令も発出された。Reliance 社が公開予定としていた映画作品『Singham』に関する著作権侵害への予防的差止に関するものであった。

CPCの Order XXXIX Rule1 及び2の下で、原告の暫定差止命令の申請を決定するに際し、裁判所は、暫定差止命令を付与するための明確に定められた原則、すなわち、一応の確からしい事件であること、原告及び被告の利便性バランス、暫定差止命令が許可されない場合に原告が被る損失・損害が回復不能であること、を考慮することになっており、ジョン・ドウ命令を付与する際にも、同じ原則が適用される。

ジョン・ドウ訴訟では、裁判所は検査官を任命し、その検査官は侵害を起こす可能性のあ

<sup>31</sup> 一者で、同一の利害関係にあるすべての者を代表して訴えや弁護を行うことができる。

<sup>32</sup> 暫定差止命令/中間命令

<sup>33</sup> 裁判所の固有権限の保留 (Saving of inherent powers of Court)

る者の敷地を検査する権限を持ち、侵害行為の有無を確認する。手続きにおいて、そのような人物が特定されれば、ジョン・ドウ又は Ashok Kumar ではなく、正式に被告として起訴される。

知財訴訟において、この命令は非常に一般的である。知財権者（原告）は、知財権を侵害しているとわかった身元不明の者に対して、訴訟を起こすことができ、この命令により、被告を特定せずに、知財権者が、敷地を捜索し、身元不明の被告（ジョン・ドウ/Ashok Kumar）によって権利が侵害された証拠を得ることが許可される。

動的差止命令：

この命令は、繰り返される知財侵害に対処可能な手段である。例えば、最初の差止命令が発出された後、被告が、将来、実質的に同じ侵害ウェブサイト、異なるドメイン名<sup>34</sup>、インターネットプロトコル（IP）アドレス<sup>35</sup>、URL<sup>36</sup>によって運営することを抑止するものであり、新たな差止命令を得るために、原告が新たな訴訟を起こす必要なく、新しいドメイン名、IP アドレス、URL を差止の対象とすることができる。したがって、この命令は、同じ侵害ウェブサイトにアクセスする新しい手段を阻止するものである。

なお、EU 委員会の指令 2004/48/EC に関する 2017 年ガイダンスによると、動的差止命令とは、「例えば、差止命令が出された直後に、実質的に同じウェブサイトが、異なる IP アドレス又は URL で利用可能になる場合に発出することができる命令であり、新しい差止命令を得るために新たな法的手続きを必要とせずに、新しい IP アドレス又は URL を含むことができるような方法で起草される」<sup>37</sup>のものであるとされている。

インドの裁判所は、この救済を利用し、侵害コンテンツを持つ特定のドメインまたはウェブサイトを対象とした通常のブロック差止命令が、他のドメイン又はウェブサイトに侵害コンテンツが投稿されることで回避されてしまう状況に対処しようとしている。

例えば、Department of Electronics and Information Technology vs. Star India Pvt. Ltd. (FAO(OS) 57/2015) 事件において、デリー高裁合議審は、特に、URL を変更することは E メールパスワードを変更するのと同じくらい容易であると述べており、具体的には、URL 「www.abc.com/india-v-pakistan」を管理する不正ウェブサイトは、ソースコードに簡単にログインし、「v」という文字の後に「s」という文字を挿入して、URL を「www.abc.com/india-vs-pakistan」と変更できるのであって、「www.abc.com/india-v-pakistan」がブロックされた場合、侵害者はほんの数秒で、新しい URL 「www.abc.com/india-vs-pakistan」を用いて運営を継続できてしまう、と述べている。

2019 年の注目すべきオンライン海賊版に係る事件である UTV Software Communication

<sup>34</sup> インターネットサービスプロバイダのドメイン名は、ウェブサイトの英数字のアドレスである。ドメイン登録は、覚えやすい名前を用いて、1 以上の IP address を特定するドメイン名を登録するプロセスである。ドメイン名とは、一般的にコンテンツやコンテンツへのアクセスが提供されているウェブサイト全体の場所を指す。

<sup>35</sup> IP address：コンピュータネットワークに接続された各デバイスに割り当てられた数値ラベルであり、特にネットワークインターフェースの識別や位置指定の機能を果たす。

<sup>36</sup> URL：Uniform Resource Locator の略であり、インターネット上の特定の場所を指す。

<sup>37</sup> EUROPEAN COMMISSION, *Communication from the Commission to the Institutions on Guidance on certain aspects of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council on the enforcement of intellectual property rights*, <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/26582>

Ltd. And Ors. (前述)において、「ヒドラの頭」<sup>38</sup>と呼ばれる不正ウェブサイトブロックする／差し止めるという問題に対処するために、デリー高裁によって、インドにおける動的救済が形作られた。

このウェブサイトは、最初の差止命令の後、当該差止命令を回避するという明白な目的の下で、「リダイレクト／ミラー／英数字」ウェブサイトを作り出したが、裁判所は、当該リダイレクト等のサイトは、最初の差止の対象に単にアクセスさせるだけのものと認識した。そして、裁判所は、オンライン海賊版の脅威を踏まえ、本件を解決するために、CPC 第 151 条に基づく固有権を行使し、原告に、CPC の関連規定によりリダイレクト／ミラー／英数字ウェブサイトを訴えることを許可した。

なお、裁判所は、リダイレクト／ミラー／英数字ウェブサイトの問題を裁判所が常時監視し、採決を下すようなことがなくなり、また、原告も新たな訴訟を起こす負担がなくなることが望ましいとしている。

この救済を得るために、原告は、宣誓供述書と、新たなウェブサイトが先に差し止められた不正ウェブサイトのリダイレクト／ミラー／英数字ウェブサイトであるとする十分な証拠とともに、その新たなウェブサイトに対する告訴申請を共同登録官（司法官）に提出することができる。告訴されたウェブサイトが、上記のリダイレクト／ミラー／英数字ウェブサイトであり、単に当初の侵害ウェブサイトアクセスする手段を提供するだけであると認められると、共同登録官はインターネットサービスプロバイダ（ISP）に対して、そのリダイレクト／ミラー／英数字ウェブサイトへのアクセスを遮断するように命令を出すことになる。

しかし、動的差止命令が認められるためには、原告が、不正ウェブサイトであることを示さなければならない。不正ウェブサイトとは、そもそも主として、侵害／海賊版コンテンツ又は不法作品を共有するウェブサイトであり、不正ウェブサイトかどうかを確かめる手段として、定性アプローチが用いられる。不正ウェブサイトであるかどうかを判断する要素として、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ウェブサイトの主目的が、知財侵害を助長することである。
- ウェブサイトの登録者を追跡することができない。
- 侵害に関して削除要請の通知を受けた後も、そのウェブサイトから反応がない、または、何らかの措置を取らない。
- ウェブサイトへのトラフィック量又はアクセス頻度

## (2) これらの命令が注目される理由/活用状況

オンライン海賊版の独特の性質と組織化されていないインターネットの性質により、不正／海賊版ウェブサイトへの権利行使は、時間のかかる、膨大な作業となっている。そういったウェブサイトは、世界中に拠点を有し、しばしばドメインプライバシーサービスを隠れ蓑とするため、サイト所有者の所在特定を煩雑にし、その者たちへの申し立てを起こすことをほぼ不可能している。また、そのようなウェブサイトは、検索を避け、その URL をブロックするための裁判所命令を回避するべく、URL リダイレクト／ドメインリダイレク

---

<sup>38</sup> ヒドラはギリシャ神話に登場する蛇のような怪物であり、多くの頭があり、一つを切り落とすと、さらに二つの頭が生えてくるとされている。

[https://simple.wikipedia.org/wiki/Hydra\\_\(mythology\)](https://simple.wikipedia.org/wiki/Hydra_(mythology))

トの技術を利用している。オンライン模倣品に対する権利行使についても、模倣品の販売業者の追跡は困難であり、大きな課題となっている。

権利者（原告）は、当事者を特定し、その当事者の侵害証拠を集めるために多くの時間を失うとともに、裁判所へ提訴する前に、多くの損害を被ってしまうといった状況に直面する。そして、それらは取り返しのつかない損害となり、金銭で計り知れないものとなる。

そのような状況下、ジョン・ドゥ命令及び動的差止命令双方が、オンライン知財侵害への対応において注目を集める理由は、インドの裁判所が、上記のようなインターネット上の著作権及び商標権侵害に関する問題に対応するため、これらの命令を積極的に発出してきたためである。

また、オンライン／ウェブでの侵害商品の販売、又はオンラインプラットフォームを通して不正なコンテンツを公衆に伝達することに携わった者が身元不明である場合、法は、身元不明の者をジョン・ドゥ／Ashok Kumar として訴え、オンラインプラットフォームにその身元情報の開示を求めることができるようにしている。その一方で、次の理由から、権利者は訴訟を通じて、ジョン・ドゥ救済に頼るより他に方法がない面がある。

- i. 不正ウェブサイトの所有者はしばしば、所在を特定されないよう、架空及び／又は不完全な、名称、住所、電話番号等を使用する。
- ii. 不正ウェブサイト等での不正な販売といった違反行為を止めるべく、原告がオンラインマーケットプラットフォーム等に書簡／通知／伝達により苦情を申し立てても、これらの違反サイトをブロックする、又は模倣品の掲載を削除する、販売者の詳細を提供するといった行為が取られない。

なお、裁判所は不正プラットフォーム等に、将来的に模倣／侵害商品をそのプラットフォームで販売することのないように確実にするという宣誓供述書を提出するよう命じたこともある。その結果、当該オンラインプラットフォームは、販売行為を禁止し、それに関するポリシーを作成して実行した事例もある。また、オンライン知財侵害事件では、裁判所はジョン・ドゥ命令を発出することにより、身元不明の被告の敷地を訪問し、所有している侵害品を押収する調査官を任命することができる。

さらに、動的差止命令は、オンライン知財侵害への対処として、新しい開拓領域であるが、これにより、知財権者にとって有利な状況になりつつあり、特に不正ウェブサイトをブロックする点で、オンライン知財侵害の対策に有用であると考えられているためである。

## 3.2. 想定される被告、必要な手続き、証拠等

### (1) ジョン・ドゥ命令

想定される被告：

「ジョン・ドゥ/Ashok Kumar」被告は、知財侵害に関与する身元不明の当事者であり、以下が含まれるうる。

- 個人
- 集団
- ドメイン
- ウェブサイト
- ドメイン/URL/ウェブサイトの登録者/事業者
- アップロードする者、リダイレクト/ミラー/英数字ウェブサイトの作成者
- オンライン海賊版、及びオンライン模倣品の供給チェーン等における様々な好ましくない行為者

事実や状況により、そういった行為を成す可能性がある他の被告として以下が含まれるうる。

- 侵害を申し立てられた E メールアドレスのサービスプロバイダ
- 様々なウェブサイト及びウェブページへのアクセスを許可した、侵害を申し立てられたウェブサイト/ドメイン名、インターネットサービスプロバイダ (ISP) の登録者及びウェブホスティングプロバイダ
- ISP 登録を行う政府部局、すなわち通信局 (DoT) 及び電子情報技術省 (MEITY)
- 侵害を申し立てられた商品及びサービス等の販売につき報酬を受け取るのに利用されたオンライン決済ゲートウェイ

予想される効果：

侵害商品のオンライン販売に関与した者、又はオンラインプラットフォームを通じた不正コンテンツを公衆に伝達した者の身元が不明の場合、法は、そのような者を「ジョン・ドゥ/Ashok Kumar」として起訴し、オンラインプラットフォームにその身元情報を開示させることを可能としている。そういった事件において、裁判所はオンラインプラットフォームに対し、異議が唱えられた、及び原告により発見され、指摘された侵害の可能性のある URL/ウェブリンクを、プラットフォームからただちに削除するだけでなく、そういった侵害 URL/ウェブリンクをプラットフォームにアップロードした者の身元について、所有するすべての詳細を提供するよう命じる可能性がある。

「ジョン・ドゥ/Ashok Kumar」被告としてその実体と名称が知られていない者を起訴する場合、これらの者が、何らかの方法で裁判所によって出された命令の抜け道を求めようと、その性格や組織を変更する可能性があることが知られている。そういった場合、裁判所は原告に、被告及び当事者として他の者を訴訟に追加する自由を与える可能性がある。それらの者は、特定されたときに、訴訟の被告として追加される。

ジョン・ドゥ命令は、侵害ウェブサイトをブロックするうえで大変有用なものであるが、ウェブサイトのブロック範囲が、侵害の範囲に対して適切なものでなければ、そのような

命令は、第三者に対して非常に大きな影響をもたらす。つまり、合法である第三者のコンテンツに制限をかける可能性がある。そこで、裁判所は過剰なブロックとならないように、十分な必要性があり、侵害の範囲に適切に対応する場合にのみ、当該命令が発出されるべきとしている。

手続き：

身元不明のウェブサイト又はドメイン／URL／ウェブサイトの登録者／事業者のような者であっても、原告は被告（「ジョン・ドゥ／Ashok Kumar」）として訴えることができる。そして、その訴訟において、裁判所は地方検査官（LC）を任命し、知財権侵害に關与する、又は侵害の可能性のある者の敷地を訪問し、侵害商品の搜索・押収を行い、その目録を作成するよう命じることができる。裁判所はまた、敷地の搜索時に、知財権を侵害することが確認された身元不明の被告に対しても、当該差止命令に発出することがある。

原告は、当初「ジョン・ドゥ／Ashok Kumar」として起訴され、後に知財権侵害に關与した者として身元が特定された被告を正式に起訴するために、裁判所に対して、CPC Order I Rule 10 に従って申請書を提出する必要がある。

裁判所は、上記申請書が提出されると直ちに当該訴訟を受理し、提出された書類や（地方検査官が任命されていれば）検査官の報告を検討した後、被告を起訴することもある。裁判所はまた同時に、新たに起訴された被告に対し、特に裁判の召喚状及び暫定差止命令適用の通知を発行することもある。裁判所はまた同時に、現行の被告に対して既に有効な暫定命令を、新たに起訴された被告にも拡張させることがある。

また、潜在的なオンライン侵害に対する差止命令を求める予防的（*quia timet*）訴訟において、原告がウェブサイト全体をブロックする命令を求める場合、裁判所は原告に、次の3ステップで証明するように求めることがある<sup>39</sup>。

- (a) 侵害ウェブサイト及び URL に係る外部機関による証明及び評価（書面）
- (b) 原告代理人及び宣誓証人による第二段階の証明
- (c) 上記宣誓された宣誓供述書

なお、裁判所命令が発出されるには、原告は、ウェブサイト全体が、不正な侵害要素のみを含み、合法的なコンテンツが全く含まれていないことを示さなければならない。

証拠：

オフライン、オンラインの両方の市場、取引、及び他のさまざまな商品販売方法を常時監視することになる。その際、侵害品と思われるオンライン販売に遭遇することがあり、その場合、商品が真正品であるかどうかを確認するため、オンラインでその被疑侵害商品を注文、購入し、その品質等の分析を行うことがある。そして、知財権侵害に關与している者が確認されると、権利者は、通常、当該侵害行為の性質と範囲を確認するため、更に広範囲な調査を実施することになる。詳細調査により、他の身元不明の者と、内密に連携し、侵害行為に及んでいることなどが明らかになる場合もある。

---

<sup>39</sup> Eros International Media Ltd. & Anr. vs. Bharat Sanchar Nigam Ltd. & 49 Ors., Suit (L) No.751/2016, Bombay High Court

上記に基づいて、訴訟を起こす際、原告は調査人の宣誓供述書／報告を裁判所に提出することになる。特に、調査時に入手した有罪を示す証拠・情報、違反ウェブサイト／ウェブリンクの所有者が身元不明あることを示す資料である。

原告がウェブサイト全体に対するブロック命令を求める予防的（*quia timet*）訴訟において、裁判所は原告に、ムンバイ高裁が **Eros International Media Ltd. & Anr.** 事件（前述）において具体化した内容に係る証拠を提出するように求めることがある。

## (2) 動的差止命令

想定される被告：

第一被告として、不正ウェブサイト、特にミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトといった不正ウェブサイト及びそれらの所有者／事業者が想定される。他の被告として、ウェブサイト／ドメイン名の登録機関及びウェブホスティングプロバイダ、プライバシーサービスプロバイダ、ISP、DoT、DEITY、オンライン決済ゲートウェイも含まれる。

匿名の被疑侵害ウェブサイト所有者を裁判所に引きずり出し、効果的に原告に対する救済が図られるようにするため、通常、原告は **ISP** を被告に含める。また、原告を救済する裁判所の差止命令が確実に遵守されるよう、及び国内において、自身の権利が不正ウェブサイトによる侵害から保護されるよう、原告は **DoT** 及び **DEITY** も被告に含めることがある。

期待される効果：

動的差止命令は、侵害コンテンツを含む特定ドメインまたはウェブサイトに対して出された通常の差止命令を、侵害者が他のドメイン又はウェブサイト又はオンラインプラットフォームに当該侵害コンテンツを投稿することで、その命令を迂回しようとする状況に対処するものである。この命令により、上記の状況にあっても、権利者は、新たに訴訟を起こすことなく、他のドメイン又はウェブサイト等も訴えることができる。しかし、上記ジョン・ドゥ命令と同様に、ウェブサイト全体をブロックするような場合には、合法である第三者のコンテンツに制限をかける可能性があるなどの点で問題がある。

手続き：

動的差止命令が発出されるためには、被疑侵害ウェブサイト（被告）が、**UTV Software Communication Ltd. And Ors.** 事件（前述）で定められた要素に該当することを、原告が証明する必要がある。

- i. ウェブサイトの主要目的が、著作権侵害を犯す、又はそれを助長するものである。
- ii. 侵害又は侵害助長の悪意の度合い
- iii. 登録者の詳細が秘匿され、登録者の詳細が利用可能になっていない。
- iv. 著作権侵害に関して、掲載削除要請通知を受領後、当該ウェブサイトから応答がない又は何ら措置を取っていない。
- v. オンライン上の場所が特定できない、又は、著作権を侵害するもしくは侵害を助長する手段としてのインデックスやディレクトリ、カテゴリーが含まれている。
- vi. オンライン上のサイトの所有者または事業者が、著作権を無視している。
- vii. 著作権侵害を理由とし、又はそれに関連して、他の地域または国の裁判所の命令により、オンライン上のサイトへのアクセスが利用不可とされている。

- viii. そのウェブサイトが、著作権侵害関連を根拠にウェブサイトへのアクセスを不可とする裁判所命令や措置を迂回する方法の案内や指示を行っている。
- ix. ウェブサイトのトラフィック量やアクセス頻度
- x. 他のあらゆる関連事項

裁判所が、原告の上記を含む申立内容を認めると、当該ウェブサイトを差し止める可能性がある。同時に、差し止められた当該不正ウェブサイト 新しいアクセス手段を提供する、ミラー/リダイレクト/英数字ウェブサイトに対する後続の申立を許可することもある。

裁判所の指示に従って、ミラー/リダイレクト/英数字ウェブサイトに関する申立を行うために、原告は **CPC Order I Rule 10** の下、示された被告/ウェブサイトが、差し止められた被告のウェブサイトのミラー/リダイレクト/英数字ウェブサイトであるということを確認する宣誓供述書を、証拠と共に共同登録官（**JR**）に提出しなければならない。

**JR** は、後続の申立を認めた場合、そのようなウェブサイトに対して、新たな被告として当初の差止命令を拡張しなければならない。また **JR** は、裁判所の暫定命令により、当該リダイレクト/ミラー/英数字ウェブサイトへの国内でのアクセスを遮断するように **ISP** に命令を発出しなければならない。

証拠：

知財権者（原告）は、調査・監視中に、自身のオリジナルのコンテンツを侵害している、又はそれを助長するウェブサイトを発見することがある。原告は、ウェブサイトの侵害の性質、又はそれらにおいて大規模な侵害コンテンツが利用可能になっていることを示すため、以下の内容を記録することができる。

- i. 被告のウェブサイトを監視した調査人の宣誓供述書
- ii. 以下のような侵害ウェブサイトのスクリーンショットやプリントアウトの形式になっている文書による証拠
- iii. **WHOIS**<sup>40</sup>（主要ドメイン）データベースで利用可能な、当該ウェブサイトの連絡先詳細
- iv. 当該ウェブサイト（主要ドメイン）のホームページ
- v. 当該ウェブサイト（主要ドメイン）による侵害の証明
- vi. 米国デジタルミレニアム著作権法（**DMCA**）<sup>41</sup>、**FAQ**等のページ
- vii. 侵害コンテンツ削除、侵害活動への関与停止を要請する、訴訟提起前に被告ウェブサイトへ送付した排除措置通知の写し（被告から回答がなかったもの）
- viii. 訴訟提起前に、**ISP** に対して発行した事前警告通知の写し。原告の知財権について通知し、被告のウェブサイトの不正な性質について知らせ、**ISP** のネットワーク上のそれらウェブサイトへのアクセスをブロックするよう要請したもの。

---

<sup>40</sup> **WHOIS**：インターネット上でのドメイン名・IP アドレス・Autonomous System 番号の所有者を検索するためのプロトコル：<https://whois.icann.org/en/about-whois>

<sup>41</sup> 米国では、1998年に **WIPO** の 1996年インターネット条約を有効にするために **DMCA** が署名され、それにより仲介法を規定している。

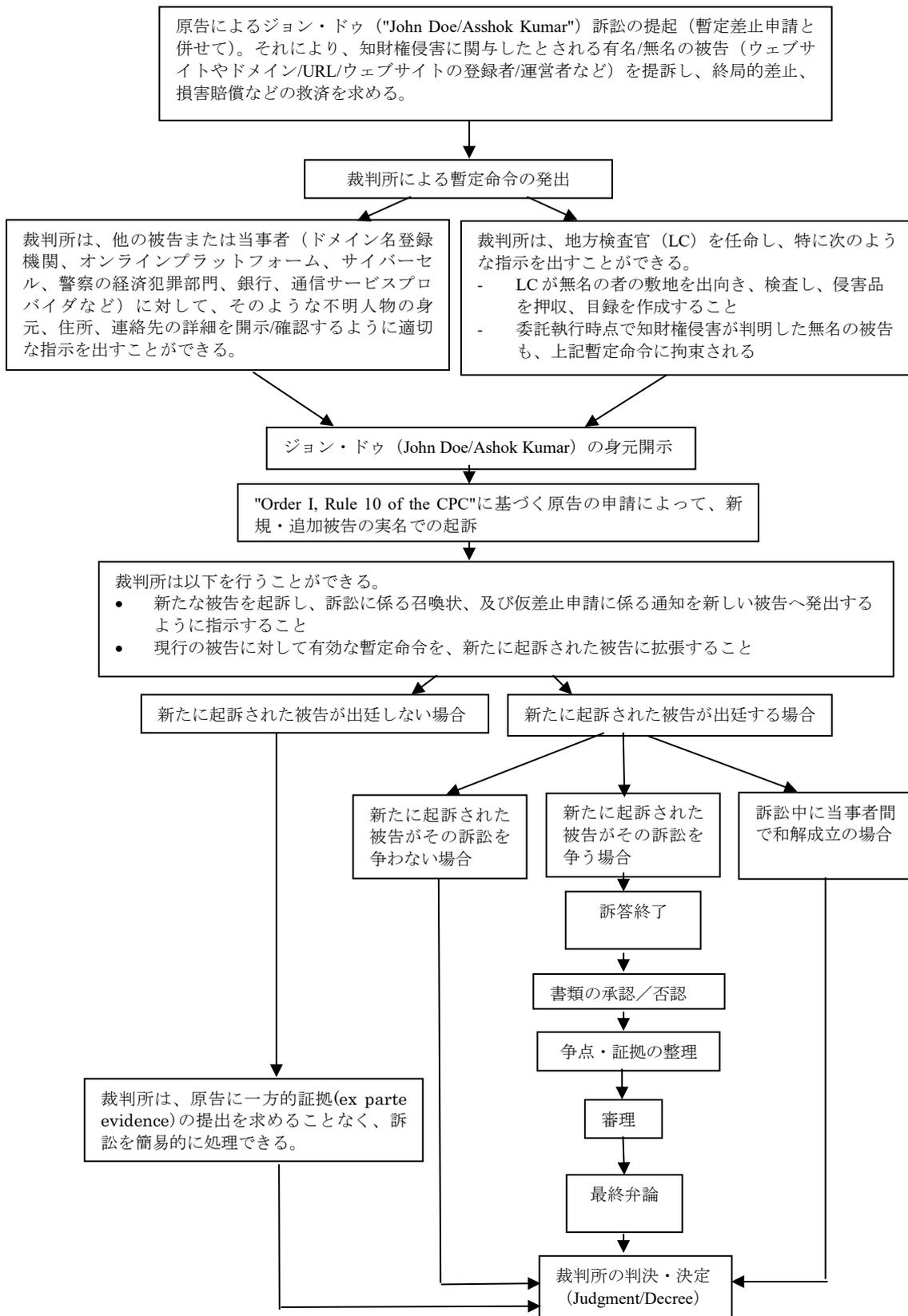


Fig. 1 具体的なフローチャート

### 3.3. メリット・デメリットの比較

救済	メリット	デメリット
<p>ジョン・ドゥ命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 身元不明人物に対するハイブリッド訴訟として、アントンピラ命令の一形態、マリーヴァ命令の資産凍結の変種、及び民事訴訟法（CPC）の規定である Order I Rule 8、Order XXXIX、及び 151 条の組み合わせとして利用可能である。</li> <li>✓ 措置は暫定措置であり、損害の可能性を見越して発動される。</li> <li>✓ 侵害製品をオンラインで販売したり、名無し（John Does）でオンラインプラットフォームを通じて不正コンテンツを公衆に伝達したりしている身元不明人物を起訴し、差止命令に加えて、オンラインプラットフォームからの身元情報の開示を求めることができる。</li> <li>✓ 訴訟過程で発見された無名のウェブサイト/ドメイン/ウェブサイト運営者/事業者が、原告の知財権を侵害することに対して制限をかけることが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 通常、この命令は、原告主張が十分に確認されることなく認められ、すべてのコンテンツの合法性が十分に検証されないため、広範囲な命令となり、ウェブサイト全体がブロッキングされる。よって、しばしば無実の第三者の基本的な権利に影響を与えうる。</li> <li>❖ この命令には、通常、裁判所が原告に有利な仮差止命令を発出する際に検討する 3 つの要素（原告主張の一応の確からしさ（<i>prima facie case</i>）、利便性のバランス（<i>balance of convenience</i>）、仮差止命令が認められない場合に原告が取り返しのつかない損害（<i>irreparable injury</i>）を被ること）を考慮したか否かについて明記されておらず、一方で、被告の異議に脆い面がある。</li> <li>❖ この命令は、効果的な司法の監督なしに長期間、または期間限定でも数ヶ月に及ぶ傾向がある。</li> <li>❖ この命令は、侵害ウェブサイトの差止命令後に作成されるミラーウェブサイトを阻止できない。</li> <li>❖ ウェブサイトのブロック解除には、時間を要し、非効率であり、結果的に第三者に影響を与える。</li> <li>❖ ブロッキングによって不用意に不利益を被った無実の第三者（無名の被告）に対して、ブロッキングに関する関連情報（ブロッキングの理由や命令の内容、救済措置など）を伝達するためのセーフガードがないこと（または裁判所がセーフガードを設けた場合、その実現可能性）が問題となる。このような情報を提供するように指示される可能性のある ISP は、そのようなセーフガードの実施が技術的に不可能と判断する可能性がある。</li> <li>❖ <i>Eros International Media Ltd. &amp; Anr. vs. Bharat Sanchar Nigam Ltd. &amp; 49 Ors. , Suit (L)</i></li> </ul>

		<p>No.751/2016 の John Doe ケースに係るムンバイ高裁命令は、裁判所が特定のセーフガードを定めたが、裁判所は一貫して言及したり、それに従ったりしてはいない。上記セーフガードは、次のようなものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3段階の侵害 URL/ウェブリンク検証プロセス</li> <li>● ブロッキングの理由、命令の内容、著作権法の規定とそれが規定する罰則、救済措置のために、どの裁判所にアプローチすべきかなど、ブロッキングに関する関連情報を無実の第三者に提供するISPによるデフォルトの「エラーページ」通知の表示</li> </ul>
動的差止命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 侵害コンテンツを含む特定のドメイン/ウェブサイトを対象とした既存のブロッキング差止命令を回避するために、別のドメイン/ウェブサイトと同じ侵害コンテンツを掲載する侵害者に対して取り得る措置であって、新たに訴訟を起こさず、共同登録官（JR）に宣誓供述書、証拠を添付してCPC関連規定に基づく申請を行うもの。JRには、原告の資料に納得した上で、そのようなウェブサイトを新たな被告として登録し、当該新たな被告に対して最初の差止命令を拡張する権限が与えられている。</li> <li>✓ この措置は、無名（John Doe）の被告として起訴し、それらに対する差止命令だけでなく、他の適切な被告/当事者に身元情報の開示を要求することが可能であるなど、予防的（quia timet）でハイブリッドなものとなりうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 原告は、新たな手続のために裁判所にアプローチする必要はないが、差止命令を受けた不正サイトのミラーサイトに直面した場合には、その都度、JR にアプローチする必要がある。</li> <li>❖ 不正サイトの可能性があるサイト上で利用可能な非侵害コンテンツへのアクセスが遮断される可能性や、ブロッキングされた場合に同一 IP アドレスでホストされている非侵害サイトに影響を与える可能性がある。</li> <li>❖ UTV Software Communication Ltd. &amp; Ors. vs. 1337x.To &amp; Ors., 2019 (78) PTC 375 (Del)で規定された不正ウェブサイトに関する基準を満たさないにも関わらず、最初の差止命令が原告に有利に付与された場合、それが誤用される可能性がある。</li> </ul>

## 4. 事例研究

### 4.1. ジョン・ドウ命令の事例

(1) Star India Pvt. Ltd. & Anr. vs. Haneeth Ujwal & Ors.,  
I.A. No.13872/2014 in CS(OS) 2243/2014, Order Dated July 28, 2014

本件は、身元不明の者を含む被告の不正ウェブサイトによるスポーツイベントの違法放送に関するものである。本件において、デリー高裁単独審 (SJ) は、ジョン・ドウ命令の概念を再確認した。単独審は、当該ウェブサイトに一方的な仮暫定差止命令を発出するだけでなく、当該不正ウェブサイトそれぞれのドメイン名登録機関に、そのウェブサイト所有者の連絡先詳細を開示するよう命じた。

#### 事実関係及び原告の主張：

原告は身元不明の者を含む被告のウェブサイトに対して、2014年インド対イングランドのクリケットシリーズの試合及びそれに関連したコンテンツを、原告の許可なしにインドにおいて、ホストし、ストリームし、公衆が視聴可能とすること及び／又は公衆に伝達することを制限する、終局的差止命令を求めて訴訟を起こした。原告は特に以下について主張した。

- i. 原告は、当該シリーズ（2014年7月9日から9月7日にかけて試合が行われることになっていた）の、インドを含む世界のさまざまな地域での、テレビ、インターネット、モバイル及びオンデマンドにおける独占権を、イングランド・ウェールズクリケット評議会 (ECB) から取得した。
- ii. 被告のウェブサイトによる原告の放送を含み、許諾のないホスティング、ストリーミング、放送等の行為、当該試合及びそれに関連したコンテンツのインドでの放送は、原告が ECB より取得した独占権、及び著作権法第 37 条の放送再生権の侵害に当たる。
- iii. これらのウェブサイトの多くは、顔のない実体であり、本質的に匿名であり、そういったウェブサイトの所有者の所在を特定すること、又はそういった所有者の連絡先詳細を得ることは、事実上不可能である。また、それらはさまざまなドメイン名登録機関が提供するドメインプライバシーサービスの背後に隠れている。そのサービスを利用する各ウェブサイトの当該登録者が、その所有者の詳細を開示するよう命じられない限り、その所有者の住所、場所、連絡先詳細を得ることは不可能である。
- iv. 被告のウェブサイトは不正ウェブサイトであり、すなわち、主に侵害コンテンツを掲載している。原告は、何カ月も適切な十分な注意を払い、過去一定の期間、侵害が行われた証拠を集めた後、それらウェブサイトの一覧を作成した。
- v. 被告のウェブサイト自体が、全体として侵害を主導しているという事実により、それらに属する個々のまたは特定の URL に対する制限を対象とする／求めることは、現実的／実行可能ではない。ウェブサイトにとって、特定の URL をブロックする命令を迂回すること、及び意味のないものにするのは、極めて容易である。そういったウェブサイトは、URL の 1 字を変えるだけで、同じコンテンツへのアクセスを容易に提供することができるからである。従って、身元不明の者を含む被告のウェブサイト全体へのアクセスがブロックされることがなければ、原告に対して開かれた代替の効率的な救済はない。

- vi. 独占権を保護しそれを行使するために、原告は、ウェブサイト監視とその侵害活動の証拠を集める第三者機関のサービスを利用した。原告は、行われた活動の詳細を記した当該機関の代表者による宣誓供述書を提出した。原告はまた、原告が独占権を持つ過去 5 回のイベントに関し、さまざまなウェブサイトの活動を注意深く監視し、そういったウェブサイトに対する証拠を集めた後、107 の不正ウェブサイトの一覧を作成した。
- vii. 原告は、それらのウェブサイトに対して、当該シリーズの開始時、及び継続時、また終了後にも法的な通知を出した。原告はまた、いくつかのそういったウェブサイトに対して出した当該通知の写しを提出した。
- viii. インターネット海賊版、不正な競争及び、原告のインターネット、モバイル、オンデマンドでの独占権及び独占的な放送再生権に対するインターネットでの侵害をただちに制限できるということは、原告にとって非常に重要である。
- ix. 原告が、ウェブサイトを特定し、そういった特定のウェブサイトに対する侵害の証拠を集めるのに時間を費やすことになるのであれば、膨大な時間を失うことになり、それまでに当該の試合は終了してしまっただろう。
- x. 当該身元不明のウェブサイトは、身元が分かる被告のウェブサイトと同じ事業に関与している。すなわち、第三者のコンテンツが違法にホストされ、ストリーミングされ、放送されているようなウェブサイトを、所有し、運営し、管理しているのである。原告は、人気があるスポーツイベントの期間でのこれら身元不明のウェブサイトの過去の行為に照らし、これらウェブサイトは、原告の独占権を侵害する可能性があるとして理解した。
- xi. 身元不明のウェブサイト及び身元が分かるウェブサイトは、原告の独占権を侵害する、又は侵害する意図を有する活動の業務の同一性／類似性のため、現在の訴訟手続きにおいて共同被告となる。当該個々の被告に対して別々に訴訟が行われる場合、共通の法律及び／又は事実の問題が提起されるであろう。
- xii. 被告のウェブサイト（すなわち、被告番号 1 から 31 及び 52 から 70）の正確な構成は、現時点では原告に知られておらず、現在の訴訟によって発見された後にも、確認することができる。
- xiii. 原告はまた、そういったウェブサイトにインドでアクセスすることができないようにし、裁判所のいかなる命令も原告に有利なよう遵守されることを確実にするため、通信局（DoT）及び電子情報技術省（MEITY）をそれぞれ被告 50 及び 51 として加えた。
- xiv. 原告は、これら不正ウェブサイトの活動の違法な性質について知らせ、これら不正ウェブサイトにアクセスできなくするよう要請するため、インターネット・サービスプロバイダ（ISP）である被告に書簡を送った。しかし、原告に侵害コンテンツを含む特定の URL を提供するように求めてきた Reliance Communications<sup>1</sup> 社を除き、他の当該 ISP からの返答はなかった。

#### 裁判所命令：

単独審は、デリー高裁が過去に、Taj Television vs. Rajan Mandal, [2003] FSR 22, 事件において、インドの裁判所には、固有の裁判権を行使し、そういった身元不明の「ジョン・ドウ」被告に対して命令を出す権限があり、事実、それ以前の事件で、そういった身元不明の「ジョン・ドウ」被告に対して制限命令を出しことがあることを指摘した。

単独審は、DOT とのライセンス契約の下、ISP に課された義務の性質により、ISP には、そのネットワークで知財を侵害するコンテンツが利用されていないことを確実にする義務があるとした。単独審は、原告によって写しが提出された、インターネットサービス規定

のためのライセンス契約、及び DoT と当該 ISP の間の統合ライセンス（アクセスサービス）の関連条項を参照してこの考えを述べた。

単独審は、原告は一方的な暫定命令の付与のため、十分に、一応の確からしさを示すことができた、また利便性のバランスは原告に有利で被告に不利であり、暫定命令が認められなければ、原告は取り返しのつかない損失と損害を被るであろうという結論を出した。その結果、単独審は、以下を命じる暫定差止命令を発出した。

- i. 被告のウェブサイト（被告番号 1 から 31 及び 52 から 70）及び原告から独占権を侵害すると特定された他のいかなるウェブサイトも、インターネットを通し、いかなる方法をもってしても、原告の当該放送再生権を侵害することが制限される。
- ii. ISP 被告 32 から 49 には、裁判所命令を確実に遵守することを命じる。
- iii. 被告番号 50（すなわち DoT）及び 51（すなわち MEITY）には、登録されたさまざまな ISP に、訴訟において原告により特定されたさまざまなウェブサイト、又はそれに続いて独占権を侵害すると原告から通知される可能性がある他のウェブサイトへのアクセスを、裁判所命令の写しを受領した日から 3 日以内に、ブロックするよう要請することにより、裁判所命令への遵守を確実にすることを命じる。及び、
- iv. 一覧にある 107 の不正ウェブサイトのドメイン名登録機関には、当該ウェブサイト上の所有者の連絡先詳細及び他の詳細を開示するよう命じる。

## (2) Eros International Media Ltd. & Anr. vs. Bharat Sanchar Nigam Ltd. & Ors.,

Notice of Motion No. 2147 of 2016 in Suit No.751/2016

この事件は、映画作品のオンライン海賊版に関連した予防的ジョン・ドゥ命令に係るものである。本件においてムンバイ高裁はジョン・ドゥ命令に、不正ウェブリンク／URLを証明する3ステップのテストを含む、一定の予防措置を取り入れた。なお、裁判所は、3ステップのテストについて、将来ブロックに関する命令が求められた際に従うべきものであるとしている。

### 事実関係：

原告は、2016年7月29日に公開予定であった自らの映画作品『Dishoom』の著作権を保護するために、このジョン・ドゥ訴訟を起こした。ISP及びケーブル事業者が被告番号1から42、身元不明である者(ジョン・ドゥ/Ashok Kumar)が被告番号43から50として訴えられた。原告は、自身のコンサルタントが、当該映画作品の不法な複製を許諾なしに提供し、ホストし、利用可能とし、助長し、表示「しそうである」、数多くの「侵害の可能性がある」ウェブリンク／URLを特定した、とした。

### 裁判所命令：

2016年7月22日付の命令において、裁判所は冒頭で、ウェブサイト全体が不法なものであることが示されない場合、そのウェブサイトのURLに係る差止命令又はブロック命令を付与することはないと、明らかにした。

原告が作成した不正ウェブリンク／URLの一覧が、証明されておらず、宣誓供述書にもないといわれ、裁判所は、ウェブリンク／URLの一覧を改定し、それを宣誓供述書によって証明しなければ、ウェブサイト全体のブロック命令を発出することはないと、明確に述べ

た。当該一覧の問題点は、掲載されたウェブリンク／URLが、ウェブサイト全体、個別のウェブページ、他のもの、の区別がつかないことであると裁判所は述べた。裁判所は、すべてが、映画全体またはその侵害部分を不法にダウンロードできるリンクであるとする供述はなく、いくつかのリンクは、実際に、今後発売予定のDVD販売者による広告、又は公式ダウンロードであると信じるに足りると述べた。また、裁判所は、原告が単に求めるだけで、すべてを一掃する命令が発出され、より高水準の救済が得られると、もはや期待しえないと述べた。裁判所は最終的に、原告に、資料を適切に確認し、改訂したリンクを適切に証明したうえで、新たな申立を行うことについて、原告の判断に任せた。

その後、2016年7月26日付の命令により、裁判所は、その映画の違法ダウンロードを許容する可能性が証明されたURLについて、ブロックすることを許可した。裁判所が作成した3ステップの証明プロセスには、以下が含まれている。

- A. 侵害行為を行うウェブリンク／URLに関する、外部機関の書面を伴う証明と評価
- B. 原告の代理人及び宣誓供述書の宣誓証人による証明
- C. 宣誓された当該宣誓供述書

同時に裁判所は、エラーメッセージを、著作権法の規定（特に刑罰等）に関する情報、及びブロックを許可する命令の詳細とともに表示し、この情報等には、被害にあった者は誰でも、弁護士へ連絡し、命令の変更や修正を裁判所に直接申し立てることができる、といった内容を含むように、と指示した。この指示は、不利益を受けた第三者等の権利を守ることを意図している。例えば、裁判の被告ではないが、裁判所の命令によってその法的権利が損なわれたといった場合である。裁判所は特に、以下について述べた。

- i. あいにく、これまで、司法命令を付与するにあたり、一貫して十分な予防措置を取ってきたわけではない。
- ii. 事業・表現の自由及び他のすべての個々の基本的な自由に関して憲法で保障される法的権利の予防措置を取る一方で、原告の権利と利便性のバランスを取る、さらにより細かいアプローチが必要とされる。
- iii. 原告の法務顧問グループによる2016年7月26日付の追加の宣誓供述書が裁判所に提出され、原告はAiplexという機関に、URL又はウェブリンクの一覧の詳細な検証を行い、原告の映画作品の違法又は不正な複製の潜在的な利用可能性を示すように指示を行った。その指示の下、Aiplexは、各URLの特定ページのコンテンツのスクリーンショットを証拠として、詳細な裏付け文書及び証明を原告に提出した。2016年7月25日付の書簡により、Aiplexは当該URLすべてについての証明を書面で確認した。
- iv. 当該宣誓供述書は、以下を伝えている。原告の法務顧問グループ及び原告の代理人はさらにすべてのウェブリンクとURLをそれぞれが照合し、各当該ウェブリンク又はURLが、実際にその映画作品の違法コピーの無料ダウンロード又はストリーミングを提供しようと意図していたことを発見した。
- v. かくして、3ステップによる証明が裁判所に示された。まず、Aiplexによる証明と評価がある。これには、書面が添付されている。さらに、原告の代理人と宣誓供述書の宣誓証人による証明がなされた。最後に、これらすべての資料が宣誓供述書に記載され、宣誓された。
- vi. 改訂された134のリンク一覧は、さらにより注意深く整理された一覧であり、裁判所がそこに、映画の予告編又はショッピングポータルへの参照を見出すことはなかった。裏付け文書には、「映画全体」が無料ダウンロードされることが述べられていた。

- vii. 証明、照合されたURL／ウェブリンクが当該宣誓供述書に添付されていることを踏まえ、救済措置が付与されるべき事件であると裁判所は認めた。
- viii. 原告が侵害URL／ウェブサイトの詳細を被告に提供したか、サイバー警察署の上級捜査官(Senior Inspector)が被告に同様な事項を伝えた場合、当該映画作品又はその一部を侵害する複製を含む、もしくは含むことになる134のURL／ウェブリンク及び／又は、他の違法なURL／ウェブリンクへのアクセスをブロックする措置として、被告番号1から42に対しては暫定差止命令が出されるであろう。
- ix. 原告が、特定のURLが被告番号1から42に関係すると思われる場合、例えば、少なくとも、当該134リンクと同じ方法で証明されており、問題の映画作品の違法ダウンロード、表示、ストリーミングへのリンクを含むページであると示された場合、当該被告はまず、著作権法第52条(1)(c)に求められる21日間、(ウェブサイト全体ではなく)そのURL又はウェブリンクへのアクセスを制限することになる。更なる特定URLのページのブロックについては、原告は裁判所に申し出をしなければならぬ。
- x. 加えて、原告が被告番号1から42に、当該134URL又は将来に侵害が疑われることが証明されたURLへのアクセスをブロックするよう要請した場合であって、それらのブロックされたリンクへのアクセスがあった場合に、被告は、特別なデフォルトのエラーページを、以下の情報とともに表示する。
  - A. 著作権違反に対する刑罰を規定した著作権法の関連規定（拘禁期間及び罰金額などに関する特定の条項）
  - B. 日付、裁判番号といった命令(Instant Order)の情報、訴訟(Instant Suit)詳細
  - C. ブロックによって被害を受けた者（例えば、被告番号1から42以外の者）は、少なくとも代理人へ連絡し、その特定URL又はウェブリンクに関連した命令の変更や修正を求め、裁判所に直接をアプローチできる、という旨の記載
- xi. 意図しない無関係の者がブロック行為の影響を受けてしまった場合、ただちに裁判所に救済を求めることを確実にするため、「エラーページ」表示に表示すべき第2、第3のポイントは特に重要である。
- xii. さらに、裁判所は次のことを明らかにした。原告が、最も包括的な監査又は合理的に可能な検査により、そのウェブサイト全体に、侵害コンテンツのみが含まれ(原告のものだけでなくもよい)、合法的なコンテンツがまったく含まれていないことを示すことができた場合、原告は、ウェブサイト全体又はその一部をブロックするよう裁判所に申し立てることができる。しかしながら、申立には必ず、十分な証明文書及び証拠が必要とされる。
- xiii. 現在の差止命令には期限が必要であり、2016年10月3日まで有効とする。

(3) M/s Luxottica Group S.P.A vs. M/s Craftsviila Handicrafts Private Limited And Ors.,  
CS(COMM) 48/2016

本件は、オンライン模倣行為（商標）に関連したジョン・ドウ訴訟である。デリー高裁単独審は、ジョン・ドウ（身元不明の者）を含む被告に対して、原告の商標をオンラインで侵害することを制限する、暫定差止命令を発出した。

事実関係及び原告の主張：

原告は、被告番号1から7に対し、原告商標Ray-Banの侵害を制限する、終局的差止命令を求めて訴訟を起こした。原告は、レンズ、サングラス、光学フレーム、及び関連商品など、幅広い眼鏡用品の製造事業に携わっていた。一方、被告は、様々なEコマースプラットフォーム

ホームにおいて、原告の標章を使用した模倣品を販売していた。原告は、商標Ray-Banの権利者であると主張するとともに、Ray-Banの標章中に使用される芸術著作物の著作権も有すると主張した。原告は、被告番号1から7は、下記のドメイン名を有するウェブサイトで、Eコマース事業に携わっていると主張した。

被告	ドメイン名
被告1	www.craftsvilla.com
被告2	www.stylemyway.com
被告3	www.99labels.com
被告4	www.homeandbazar.com
被告5	www.ealpha.com
被告6	www.ioffer.com
被告7	www.mallofluxury.com

原告は、被告番号7に関して、ドメイン名又はその所有者をWHOISディレクトリで特定することができなかったため、架空の名称ジョン・ドゥを使用して被告番号7とした。

原告の申立は、当該被告が、原告の商標を付した模倣品、すなわち眼鏡やサングラスの販売に関与しているということであった。原告はさらに、当該被告に対して販売停止、中止に関する通知を出したが、それらは無視され、返答もなく、当該被告は原告の模倣品を市場で販売し続けたと主張した。

原告はまた、裁判所が発出するであろう差止命令の法執行を求め、DoTとMEITYを、それぞれ被告番号8及び9として訴えた。

原告は、被告番号3の被疑商品を購入し、それが模倣品であるとする専門家の報告を作成し、裁判所に提出した。

#### 裁判所命令：

裁判所は、2016年1月22日付の命令により、当該被告に、原告の登録商標Ray-Ban及びRay-Banの商標／ラベルに係る著作権の侵害に関して、一方的暫定差止命令を発出した。裁判所は、一応の確からしい事件であり、原告は、一方的暫定差止命令を発出すべきものと証明したと認めた。また、裁判所は被告番号8及び9に、適切な手順を踏み、命令の遵守を確実にするよう命じた。

その後、2019年8月2日付の命令により、裁判所は、被告番号5、すなわちAmazonに類似したショッピングポータルAlpha Infolabへの命令適用を許可した。裁判所は、Alpha Infolabが、原告の商標Ray-Banを侵害してそのポータルで販売している商品について、原告から連絡を受けた場合、所定期間内に、Alpha Infolabの規定にあるように、当該商品を削除／取り下げなければならないとした。同時に裁判所は、被告番号1すなわちCraftsvilla Handicraftsにつき、そのポータル／Eコマースマーケットプレイスにおいて、将来サングラスを販売しないという当該被告の約束を受け入れ、訴訟を処理した。

一方、被告番号6すなわちIofferへの訴訟は、当事者間で和解に達したことを鑑み、2016年11月21日付の裁判所命令によりすでに処理されていた。

最後に、2020年2月6日付の命令において、裁判所は原告を支持し、被告番号2、3、及び4に対して命令を下した。それらの被告は、(a)終局的差止命令及び(b)50万インドルピーの

回復費用及び当該被告に比例して可能な回復を、一方的に命じられた。

しかし、被告番号7、すなわちジョン・ドゥ/Ashok Kumarに対する訴訟は、原告によって追及されなかった。手続きの間、原告は特に、当該被告の完全な詳細は手に入れることができず、当該被告に対する事件を追及することを望まないと述べた。

#### (4) GTM Teleshopping Pvt.Ltd. vs. John Doe (Ashok Kumar) and Ors., Notice of Motion No. 879 of 2017 in Commercial Suit No. 776 of 2017

本件は、オンライン模倣品（商標）に関連したジョン・ドゥ訴訟である。ムンバイ高裁は、違法ウェブサイトで模倣品／複製品を販売する身元不明の者の不法行為を防止する唯一の現実的な手段は、ISPによるアクセス遮断であると述べた。

##### 事実関係と原告の主張：

原告は、ジョン・ドゥ/Ashok Kumarを被告番号1とし、ISPを被告番号2から43として申し立てた。

原告は、栄養補助食品に関する「Step Up」という商標の権利者であると主張した。また原告は、商品に付して販売しているラベル／段ボール箱の芸術著作物の所有者であると主張した。

原告は、ある身元不明の者（被告番号1）が、原告商品と同一である模倣品／複製品を、オンライン／ウェブで販売することに関与していることを発見したと申し立てた。原告は、原告商品の模倣品／不正商品を販売する15のウェブサイト／リンク一覧を裁判所に提出するとともに、これらの商品が実際に真正品か模倣品かを確認するために当該ウェブサイトから商品を購入したところ、模倣品／不正品であることが発覚したとも主張した。

さらに原告は、ウェブをホストする者に、書簡／通知／伝達により苦情を申し立てることで、そのウェブによる不法行為を停止させるように試みたが、それらの不正ウェブをブロックする措置が取られることはなかったと述べた。原告は、当該ウェブの所有者が、架空及び／又は不完全な名称、住所、電話番号を使用しており、本人を特定することができないとし、その状況下では、ジョン・ドゥ救済に頼るほかないと主張した。

##### 裁判所命令：

申立及びその証拠を精査した後、裁判所は、暫定救済を認めるために求める事件の一応の確からしさを、原告が示したことを確認した。裁判所は、身元不明の者（被告番号1に代表される）が、原告商標と同一の標章、及び同一の芸術著作物を採用し、模倣品／複製品を販売していたとした。さらに、不正ウェブは明らかに原告の商標権及び著作権を侵害し、違法なオンライン販売を行っているため、記録に残された資料が明らかに、原告の商標権及び著作権が被告番号1により侵害されていることを立証していると述べた。裁判所は特に、当該被告の不法行為を防ぐための唯一の現実的な方法は、ISPである被告番号2から43を通して行われている当該不正ウェブへのアクセスを遮断することであるとした。

その結果、裁判所は審理と訴訟の最終処分を停止し、被告に次のことを行うよう暫定差止命令を発出した。

「当該侵害ウェブサイト／ウェブリンク／URL又は提供するインターネットサービスを通じたあらゆる通信方法において、原告の登録商標「Step Up」に関連するコンテンツの全部または一部、原告の芸術著作物及び無許諾の複製、当該芸術著作物の実質的な複製、又は当該芸術著作物の実質的な一部、をブロックするようにウェブサイト／ウェブリンク／URLへのアクセスを調整すること。」

(5) Dart Industries Inc. & Anr. vs. Trendsutra Platform Services Pvt. Ltd. & Ors.,  
CS(COMM) 353/2019

本件は、ジョン・ドゥ命令が発出された、オンライン模倣（商標）に関連した事件である。デリー高裁単独審は、オンラインプラットフォームが原告の登録商標を侵害することを制限するのみならず、オンラインプラットフォームに、自身のプラットフォームを通して模倣品を供給／販売した者の完全で認証された詳細を記録として提出するよう命じた。また、単独審は、身元が特定されている被告の敷地を訪問し、すべての侵害品を押収するよう地方検査官を任命し、同時にその検査官に、調査又はその他の過程において、そういった侵害品が販売されていることを発見したその他の敷地においても、職務を遂行する権限を与えた。

事実関係と原告の主張：

原告は、被告に対し、違法な販売、登録商標「TUPPERWARE」の侵害、不当利得、配送その他を差し止める終局的差止命令を求めて訴訟を起こした。原告は、商品を販売するに際し、直接販売という形態を採用していた。原告は、被告番号1がそのウェブサイトにおいて、原告の許可なく、ブランド「TUPPERWARE」に係る商品販売を広告／提供していたと申し立てた。これは、消費者問題省(Ministry of Consumer Affairs)により2016年に通知された直接販売ガイドラインに反し、またブランド「TUPPERWARE」に係る商品販売に当たり原告が課した販売条件に反するものであり、原告の登録商標の侵害に当たると主張した。

また、被告番号2及び3は、被告番号1のプラットフォームで販売可能な商品のいくつかを扱う業者として挙げられた団体であり、当該団体は、ブランド「TUPPERWARE」に係る商品を販売又は販売を提供することを、原告によって許可されていないと申し立てた。原告はまた、当該商品が模倣品／欠陥品である可能性があるかと疑っていた。さらに、多くの商品が販売業者の詳細情報が分からないままの状態の販売されており、原告によって販売されていると誤って解釈されるような販売方法であると述べた。また、被告番号1を通してブランド「TUPPERWARE」に係る商品を供給／販売している、又はしていたのが誰か、原告自身にはわからないとも述べた。

原告は、当該ガイドラインと、Amway India Enterprises Pvt. Ltd. vs. 1MG Technologies Pvt. Ltd. & Anr., CS(OS) 410/2018 事件におけるデリー高裁単独審の2019年7月8日付判決に依拠した。

裁判所命令：

2019年7月11日付の命令で、単独審は、冒頭にAmway India Enterprises Pvt. (前述) を参照している。この参照された事件では、他の単独審が、特に次のように述べている。

- i. 当該ガイドラインの拘束力は、販売者／プラットフォームは、当該ガイドライ

ンの関連条項に従って、直接販売事業者の商品をプラットフォーム上で提供、表示、販売するにあたり、直接販売事業者の同意を得なければならないという点に及ぶ。

- ii. 原告の同意を得ずに商品を販売したことは、原告の商標権を侵害するものであり、また、当該ガイドラインにも違反した。

単独審は、上記の法的立場に鑑み、原告は一応の確からしい事件であることを示した、さらに、利便性のバランスの観点から、原告を支持すべきであるとした。単独審は、被告に対し、原告の商標「TUPPERWARE」に基づく商品又はサービスを、ドメイン名／実店舗等の方法を含め、直接的又は間接的な方法で販売、広告又は取引すること、又は原告の商標「TUPPERWARE」に欺瞞的に類似した他の標章／ドメイン名又は装置を使用することを制限した。被告はまた、当該ガイドラインを侵害する、又はそれに違反するようなあらゆる手順を採用することが禁じられた。

単独審はまた、被告番号1に対し、ブランド「TUPPERWARE」に係る商品をそのウェブサイト／アプリ／ドメイン名を通じて供給／販売していた者の銀行口座等の詳細を含め、販売者の完全かつ認証された詳細と住所を記録として提出するよう指示した。

さらに単独審は、5人の地方検査官（LC）を任命するという原告の申請を許可した。地方検査官は、身元が判明している5つの敷地を訪問し、商標「TUPPERWARE」を付したラベル、包装、段ボール箱等と、すべての侵害／非正規品の目録を作成・保管することとした。単独審はまた、調査その他の過程で、地方検査官が、異議を唱えられた商品が他の店や敷地内で販売されているのを発見した場合には、当該店／敷地内で現在の命令に従って自由に措置を取ることができるとした。

最後に、裁判所は、2019年11月20日付の命令において、当事者間の和解に至ったと述べた。

和解に係る宣誓供述書において、被告番号1は、自らは仲介者であり、IT法上の仲介者としての義務を履行するとともに、当該ガイドライン及びIT法の規定を遵守すると説明した。被告番号1はまた、原告が書面により承諾された販売者のみにブランド「TUPPERWARE」に係る商品の掲載を許可し、それ以外の販売者には許可しないと約束した。さらに、被告番号1は、2019年7月11日付の裁判所命令を遵守し、不正URL（原告によるURL一覧を含むが、これに限定されない）を永久に削除／除外／撤回し、また、原告のプラットフォーム上でTUPPERWARE商品を販売した販売者の詳細を原告に提供したと述べた。

## 4.2. 動的差止命令の事例

### (1) UTV Software Communication Ltd. And Ors. vs. 1337X.To And Ors., 2019 (78) PTC 375 (Del)

本件は、ブロックされた不正ウェブサイトを、「リダイレクト／ミラー／英数字」サイトとして再出現させることで、先の差止命令が回避されてしまう問題に対処するため、デリー高裁単独審が動的差止命令を発出した、画期的なオンライン海賊版に係る事件である。本件において裁判所は、不正ウェブサイトであるか否かを判断する要素を規定した。

#### 事実関係と原告の主張：

原告は主に、被告に対して、ウェブサイトを通じて原告のオリジナルコンテンツをホステ

イング、通信する、利用可能にするといったことを制限する、終局的差止命令を求めて 8 つの訴訟を起こした。原告はまた、ISP に対して被告のウェブサイトへのアクセスをブロックさせる命令を、被告ウェブサイトの登録者に対して連絡先等の詳細を開示させる命令を求めた。原告は、(i)特定可能なウェブサイト、(ii) ジョン・ドウ被告、(iii) ISP、(iv) 通信局 (DoT) 及び電子情報技術省 (MEITY) という 4 つのカテゴリーの被告に対して申立を行った。被告に対する手続きは、一方的に進められた。

原告は、調査人の宣誓供述書を提出した。さらに、原告が著作権を持つ映画について、被告ウェブサイトを監視して得られたスクリーンショットやプリントアウトという形での証拠を提出した。また、当該調査人は、宣誓供述書の中で特に、被告ウェブサイトが、原告の著作権に係るコンテンツを直接ダウンロード可能としているとともに、当該ウェブサイトの身元情報を隠蔽していたと述べた。原告は、異議が申立てられたウェブサイトがブロックされると、すぐに侵害コンテンツを含む他のミラーウェブサイトが作成されたと述べた。このような状況下で、他の管轄裁判所が、主要ウェブサイトをブロックする差止命令を発出していると原告は述べた。

#### 判決：

裁判所は以下のように、7 つの重要な問題を検討した。

(A) インターネットでの著作権侵害者は、物理的な世界での著作権侵害者と異なる扱いを受けるべきか否か

裁判所は、インターネットの例外主義（インターネットは例外的なものであるため、オフラインで適用される多くの規則はオンラインで適用されるべきではなく、インターネット空間は無制限のままにしておくべきであるという考え）を唱える一派の見解を否定している。裁判所は、現代のデジタル海賊版は数十億ドル規模の国際ビジネスであると理解しており、インターネット上の著作権侵害者が、物理的な世界での侵害者と異なる扱いを受けるとしたら、すべての侵害がデジタルの世界に移行して免責を主張するだろうと述べた。また、裁判所は、物理的な世界での犯罪がデジタルの世界での犯罪ではないと考える論理的な理由はなく、特に著作権法では、そのような区別はしていないという見解を示した。

(B) 海賊版を扱うウェブサイトのブロックは、自由で開かれたインターネットに反するか否か

裁判所は、オンライン上の違法コンテンツへのアクセスを制限することは、自由で開かれたインターネットという原則に反しないという見解を示した。

(C) 「不正ウェブサイト」とは何か。

裁判所は、不正ウェブサイトとは、主に、侵害／海賊版コンテンツや違法な作品を共有するウェブサイトであると述べた。また、「不正ウェブサイト」と判断するための例示的な要素を規定し、それに従って差止命令を発出した。

- i. そのウェブサイトの主要な目的が、侵害を行う、又は助長することである。
- ii. その登録者を追跡することが不可能である。
- iii. 侵害に関連して掲載削除通知を受けた後も、ウェブサイトが無反応である、又は如何なる措置も取っていない。
- iv. ウェブサイトのトラフィック量又はアクセス頻度

(D) 「不正サイト」と決定するためのテストは定性的か定量的か。

Department of Electronics and Information Technology vs. Star India Pvt. Ltd., FAO(OS) 57/2015 事件を参照し、デリー高裁合議審は、Eros International Media Ltd. & Anr. 事件（前述）でムンバイ高裁が提案した定量的アプローチではなく、定性的アプローチに従った。そして、Department of Electronics and Information Technology 事件（前述）の合議審が特に、不正ウェブサイトによる侵害は決定的であり、そのため、一応の確からしい事件であり、ウェブサイト全体をブロックする厳しい措置が正当化された上で、さらに、URL 変更が容易であることから特定 URL をブロックするだけでは十分ではないとされた点に留意した。

裁判所は、Eros International Media Ltd. & Anr.（前述）事件は、公開予定の映画に対する侵害の可能性を踏まえて、ムンバイ高裁が差止命令を発出した予防的（quia timet）訴訟であるのに対し、本件が予防的訴訟ではなく、実際に生じた侵害に基づくものである点で区別した。

裁判所は、不正ウェブサイトの判断基準が、そのウェブサイトが違法または侵害要素のみを含むことであるとすれば、すべての不正ウェブサイトは、極わずかの合法コンテンツを加え、侵害ウェブサイトと判断されないよう工夫するだろうと述べた。そのため、裁判所は、不正ウェブサイトの判断にあたり、定量的ではなく定性的アプローチを用いるとした。

(E) 被告ウェブサイトが「不正サイト」のカテゴリーに含まれるか否か。

裁判所は、本件において、各被告ウェブサイトの主な目的は、著作権侵害を犯すこと又はそれを助長することであり、原告の映画を含む膨大な映画ライブラリへのアクセスを、原告の許諾なく提供していることを示す、十分な証拠が記録されていると述べた。裁判所はさらに、本件では定性的テストが満たされていることから、被告ウェブサイトは不正ウェブサイトであると述べた。

(F) 当該裁判所の「不正ウェブサイト」全体をブロックする命令は正当化されるか否か。

裁判所は、ウェブサイトのブロックは、オンライン海賊版に対処する上で、最も費用対効果が高く、ふさわしい手段の一つであることは明らかであるとしつつも、そのブロック命令は、「必要」であり、「ふさわしい」と認められる場合にのみに発出されるべきとした。そして、裁判所は、「必要」とは、特定手段がその目的を達成するために不可欠であることを意味し、「ふさわしい」とは、その手段が被告の利益に過度の影響を与えないと立証されていることだと、明らかにした。つまり、裁判所は、ブロックが望まれる各ウェブサイトが著作権侵害を広範囲に助長することを主目的としたものであることを証明する責任が、権利者に課されているとした。ただし、原告に個々の侵害 URL の特定を求めることは、原告に多大な労力と費用を強いることになり、適切ではなく、また現実的でもないというのが裁判所の見解であった。本件において、被告ウェブサイトに非侵害コンテンツが相当な割合で含まれていれば、状況は違っていたかもしれないが、実際はそうではなく、結果として、裁判所は、被告サイトのような不正ウェブサイトをブロックすることは、自由で開かれたインターネットの恩恵を維持しつつ、デジタル海賊版などの犯罪を阻止することであると述べた。

(G) ブロックされたものの、実際はリダイレクト又はミラー又は英数字ウェブサイトとして拡散される「ヒドラの頭」と呼ばれる不正ウェブサイトに対して、裁判所は、どのように対処すべきか。

裁判所は、この一連の事件では、当初の差止命令で主要なウェブサイト差し止めたにもかかわらず、その後、ミラー／英数字／リダイレクトウェブサイトが作成され、差止命令が回避されたと指摘した。裁判所は、**Disney Enterprise vs. MI Ltd., (2018) SGHC 206** 事件を参照し、シンガポール高裁（SGHC）が、既に判決により差し止められた侵害 URL に係る個々の IP アドレスに関し、申請者が裁判所に新たに命令を求める必要はないとした。シンガポール高裁はさらに、裁判所には動的差止命令を出す権限があり、これにより、差止命令の対象である被告の不正ウェブサイトへのアクセスを提供するドメイン名、URL 及び／又は IP アドレスを追加ブロックするように命令できると述べた。

裁判所はさらに、海賊版の脅威に対処するために、原告が **CPC Order I Rule 10** に基づいてミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトを申し立てることを許可する固有権限を、裁判所が **CPC 第 151 条** の下で有するとした。それは、これらのウェブサイトが、単に差し止められた当該不正ウェブサイトへのアクセスを提供しているだけだからである。

裁判所が、ミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトの問題を常に監視し、判断する負担から解放され、原告も新たな訴訟を起こさなくて済むことは望ましいことであるが、サイト全体をブロックする命令は、その影響が大きいことから、司法の精査が必要であるとした。従って、裁判所は、差し止められた不正サイトに係るミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトに対し、そのような命令を出す権限を、共同登録官（司法官）に委任した。そして、裁判所は、原告は、**CPC Order I Rule 10** に基づく申立とともに、新たに申し立てたウェブサイトがミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトであることを証明する宣誓供述書を十分な証拠を添付して提出し、共同登録官は、原告の証拠を認めた上で、そのミラー／リダイレクト／英数字ウェブサイトに対し差止命令を出さなければならない、とした。

#### 最終提案／救済：

最後に、裁判所は、侵害コンテンツの閲覧者に対し、侵害物の閲覧／ダウンロードを止めるように促し、万が一そのような行為を続けることがあれば罰金が科される可能性があることを警告する手段の設置方針を検討するように **MEITY／DoT** に命じた。裁判所はまた、被告ウェブサイトが原告の著作権を侵害する行為を制限する、終局的差止命令を発出した。当該被告ウェブサイトへのアクセスをブロックするように **ISP** に命令する判決も出された。**DoT** と **MEITY** はまた、それらに登録されているインターネット及び電気通信サービスプロバイダに対し、当該被告ウェブサイトへのアクセスをブロックするよう求める通知を発出するように命じられた。

#### **(2) Snapdeal Private Limited vs. Snapdeallucky-Draws.Org.In & Ors., IA No. 5848/2020 in CS(COMM) 264/2020, Order dated July 20, 2020**

これは、デリー高裁単独審により動的差止命令が発出された商標権侵害に係る事件であり、この命令は、原告が他の同様な不正ウェブサイトを新たに発見した場合に、新たな訴訟を提起することなく、これらの不正ウェブサイトを被告に含めることを認めたものである。特に、差し止められた不正ウェブサイトのミラー／リダイレクトサイト／英数字ウェブサイトを制限することを目的とし、原告がそのような不正ウェブサイトについて共同登録官に申し出ることを認める典型的な動的差止命令とは異なり、本命令は、原告に他の同様な不正ウェブサイトを被告に含めることを認めるのみである。

#### 事実関係と原告の主張：

原告がオンラインマーケットプレイスである本件において、被告番号 1 から 50 とされた不

正ウェブサイトが、特に当該不正ウェブサイトが原告のものである、または、原告と関係があるかのように見せかけるようなやり方で、詐欺的な懸賞、宝くじ、くじ引きなどを提供し、原告の信用を低下させ、原告の登録商標を侵害したというものである。原告は、当該ウェブサイトが、原告の商業的及び法的利益を損なうだけでなく、だまされやすい顧客に、当該被告が原告と関係があると誤解させることで、詐欺行為を働いたと主張した。

原告は自身の利益を守るために、当該不正ウェブサイトのドメイン登録機関（被告番号 51 から 60）だけでなく、DoT（被告番号 61）、MEITY（被告番号 62）、インド国立インターネットエクスチェンジ（NIXI）（被告番号 63）を被告に含め、裁判所命令が有効に執行されるようにした。これらの被告とは別に、異議が申し立てられた違法行為を行ったすべての身元不明の者（ジョン・ドゥ）を被告番号 64 として申し立てた。

#### 裁判所命令：

原告を聴聞し、記録を精査した後、裁判所は、原告が、事件が一応の確からしいものであると示したと考えた。裁判所はまた、利便性のバランスの観点から原告を支持すべきと考えた。つまり、そういった詐欺的な懸賞制度、宝くじ、くじ引きを続けると、多くの人々に影響を与え、そういった懸賞制度、宝くじ、くじ引きが、原告のものであるか、何らかの形で原告に関係していると信じるようになるとの見解を示した。裁判所は、このようなやり方を続けることは、原告のみならず、広く一般の利益をも脅かすと述べた。従って裁判所は、被告番号 1 から 50 に、原告の商標又は、原告の商標に欺瞞的に類似するその他あらゆる商標を使って活動を行うことを、差し止めた。

また、このような不正ウェブサイトによって引き起こされる被害の大きさを踏まえ、裁判所は、後に原告が他の同様な不正ウェブサイトに関する情報を得た場合、新たな訴訟を提起することなく、原告がその不正ウェブサイトを被告に含めることを認めることとした。さらに、裁判所はドメイン登録機関に、登録済みの被告ドメイン名を停止／ブロックするよう命じた。DoT と MEITY に対して、被告番号 1 から 50 のウェブサイトへのアクセスをブロックするように ISP に通知を発出するようにと命じた。

### **(3) Gujarat Cooperative Milk Marketing Federation Ltd. & Anr. vs. Amul Franchise. In & Ors., I.A. No. 7456/2020 in CS(COMM) 350/2020, Order dated August 28, 2020**

これは、デリー高裁単独審が、典型的な動的差止命令とは異なる形で差止命令を出した、商標権侵害事件である。裁判所は、原告が当該不正ウェブサイトを発見した際に、原告がそれらを被告に含めることを認めたというものであり、差止命令によって停止／ブロック／削除を命じられたドメイン名だけでなく、「AMUL」という語／表現を語頭語尾にかかわらず有する名前／ドメイン名／ウェブサイトを販売することを、ドメイン名登録機関に対して制限したのである。

#### 事実関係：

原告の著名商標である「AMUL」をドメイン名の語頭または語尾に使用する詐欺サイトについて、国内各所から、いくつかの苦情を受けて損害を与えられたとして、原告は本件を提訴した。そして、原告は、当該ウェブサイトの性質をもってして、被告番号 1 から 8 がなりすましを行い、それらウェブサイトが原告の真正ウェブサイトの一部であるかのような印象を作り出すことで大衆を広くだましたと主張した。

#### 原告の主張：

- i. 原告は、www.amul.com という、唯一の許諾・承認されたウェブサイトをも有していた。原告は、自身のウェブサイトのスクリーンショットを記録に残した。
- ii. 被告番号 1 から 8 は、当該ウェブサイトを通じて AMUL に関連する販売、販売権、仕事等を提供し、フランチャイズ、仕事、販売権等を求める個人に、銀行（被告番号 9 から 25）の口座に入金するよう求め、詐欺を働いた。原告はまた、被告番号 1 から 8 のウェブサイトのスクリーンショットの記録を提出した。そこでは、「AMUL」を語頭又は語尾に持つドメイン名があり、フランチャイズ、販売店、仕事といった商業的な意味の言葉が使用されていた。
- iii. ドメイン名登録機関（被告番号 26 から 34）は、ウェブサイトを削除すると事前に表明したにもかかわらず、語頭と語尾に AMUL とあるウェブサイトを利用可能にし、その結果、当該不正及び詐欺的ウェブサイトが登録された。そのようなウェブサイトのうち 2 つは、以前に削除を要請されたが再び販売されるようになったものだという主張を証明するために、原告は、当初のブロック後に再度登場したウェブサイトの一覧を提出した。
- iv. 2020年6月18日から2020年7月30日の間に、原告は、ドメイン登録機関に、また、不正ウェブサイトの登録者に対し、いくつかの法的通知を出したが、今日まで、何ら措置が取られていない。さらに原告は、インドステイト銀行へ、グジャラート州アナンドに支店のあるカナラ銀行を通じて、被告番号 9 から 11 及び 17、18 が所有する偽法人の銀行口座を凍結するよう法的通知を出したが、当該銀行口座は凍結されず、口座所有者の詳細等も提供されていない。

#### 被告の主張：

被告番号 1、2、4、5、8 のドメイン名登録機関である被告番号 26 は、その技術的な性質上、「AMUL」という名があるウェブサイトを実際に販売できなくすることができるかどうか、認識していなかったと主張した。

#### 裁判所命令：

興味深いことに、裁判所は冒頭で、被告番号 26 の前述の主張を却下した。被告番号 26 が違法性のある言葉を使用したサイトを利用できないようフィルターをかけているとする主張は、明らかに受け入れることができないとしたのである。告訴の主張、及び提出された書類を検討した後、裁判所は、原告は事件が明白であることを立証し、利便性のバランスの観点からしても原告に有利であると考えた。一方的暫定差止命令が付与されなかった場合、原告のみならず、一般大衆が取り返しのつかない損失を被ると裁判所は考えた。

その結果、裁判所は、被告番号 1 から 8 に対して原告に有利な一方的暫定差止命令を付与し、被告番号 26 から 34 に、命令受領後 36 時間以内に、告訴で言及されている違反ドメイン名を停止／ブロック／削除するよう命じた。裁判所はさらに、被告番号 26 から 34 に、命令により停止／ブロック／削除されるよう指示されたドメイン名、及び「AMUL」という語/表現を語頭語尾にかかわらず含む名前／ドメイン名／ウェブサイトを、さらに販売することを制限した。裁判所はまた、DoT 及び MEITY を含む被告番号 35 から 37 に、被告番号 1 から 8 のウェブサイトへのアクセスをブロックするよう命じた。さらに、さまざまな銀行の銀行口座の詳細を持つ被告番号 9 から 25 は、口座保有者の詳細、住所、連絡先の詳細、口座明細書を裁判所に提出するよう命じられた。最後に裁判所は、原告の商標 AMUL を侵害する、又は類似の詐欺行為を行っている他のウェブサイト／ドメイン／団体を発見した場合、原告が申し立てを行い、必要な救済を求めることができるとした。

### 4.3. ジョン・ドウ命令／動的差止命令に関する現状課題、利用拡大の可能性

救済	活用に関する現状課題	利用拡大の可能性
<p>ジョン・ドウ命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 潜在的に侵害しうる個別 URL/リンクの 3 段階の検証テスト<sup>42</sup>を策定することでムンバイ高裁が導入した予備的 (quia timet) 措置において、ジョン・ドウ命令によるブロッキングのために原告が満たすべき基準閾値は非常に高い。</li> <li>✓ 裁判所は、原告が最も包括的な監査またはレビューを実施し、そのウェブサイトの全体が違法かつ侵害的な素材 (必ずしも原告自身のものではない) のみを含み、正当なコンテンツが一切含まれていないことを証明できる場合に限り、特定ウェブサイト全体をブロックする命令を検討できる。</li> <li>✓ 裁判所がオンラインプラットフォームに身元不明の被告の情報開示を指示する前に、裁判所は、原告に、身元不明の当事者を特定するために合理的な措置を講じたが、それができなかったことを立証するように要求できる。</li> <li>✓ ジョン・ドウ命令は、オンラインショッピングウェブサイト上での模倣品対策には多くは利用されていない。現状、オンライン・モニタリングや掲載削除依頼などの他の一般的／伝統的な執行モデルが、ブランド所有者がしばしば利用するツールとなっている。</li> <li>✓ ジョン・ドウ訴訟を含む模倣品対策に係る訴訟モデルは、コスト、時間が非常にかかり得る。このようなケースでは、多くの場合、仲介者責任とその役割といった複雑な問題が生じ、裁判を経て初めて解決することになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ ムンバイ高裁は、中立的なオンブズマン (第三者機関) が、ある種の非裁定的な自主規制機関としての役割を果たすことを支持しており、オンブズマンが、原告の主張をチェックする第一段階となり、後の段階では、不当なウェブサイトのブロッキングを含む個々の苦情への対処を監視する役割を果たす可能性がある。裁判所のリソースを節約するのに役立つ。</li> <li>❖ 裁判所が、原告にジョン・ドウ命令の内容を明記した公開通知を発行し、その通知を身元不明の被告への十分な送達とみなすか、または裁判所の登録官に被告への差止命令の送達を支援するよう指示し得るのであれば、ジョン・ドウ命令はより一層利用され得る。</li> <li>❖ ブランドに係る偽ドメイン名や詐欺的なドメイン名を登録し、ウェブサイトを開設する身元不明の者 (John Doe) に対して認められる差止命令の形態について、ムンバイ高裁<sup>43</sup>は、構造化された解決策を講じるべきであり、ブランド所有者とドメイン名登録機関との紛争は、不正ウェブサイトを運営する身元不明者の特定に何ら障害とならないと見解を示した。</li> <li>❖ プラットフォーム上の模倣品除去だけでなく、原告が、その所有者、製造者、販売者の詳細開示が必要な場合、ジョン・ドウ命令を、他のブランド保護戦略と組み合わせる利用するのがよい。異なるオンラインプラットフォームに跨っている場合にも可能である。</li> </ul>

<sup>42</sup> *Eros International Media Ltd. & Anr. vs. Bharat Sanchar Nigam Ltd. & 49 Ors.*, Suit (L) No.751/2016

<sup>43</sup> *Hindustan Unilever Ltd. vs. Endurance Domains Technology LLP & Ors.*, Bombay High Court Order dated June 12, 2020

<p>動的差止命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁判所から動的差止命令を得るために、原告は、そのウェブサイトがデリー高裁判決<sup>44</sup>の意味するところの「不正ウェブサイト (rogue website)」であることを立証しなければならない。</li> <li>✓ 動的差止命令の救済は、既に差止命令を受けた同じ不正サイトへのアクセスを提供しているミラーサイト、リダイレクトサイト、英数字サイトに限られる。侵害者が、侵害コンテンツを掲載した特定のウェブサイトやオンラインプラットフォームを対象とした通常のブロックング差止命令を回避して、別のウェブサイトやオンラインプラットフォームに同じ侵害コンテンツを掲載した場合に、裁判所が動的差止命令を出すか否かは、依然として不確実性が残っている。</li> <li>✓ 裁判所が、動的差止命令を發出し、ドメイン名登録機関に対して、将来、または直ちに、原告の商標やドメイン名と同一または類似したドメイン名の登録を制限することや、不注意で登録されたドメイン名の速やかな削除/除去を指示することはできない。<sup>45</sup></li> <li>✓ 原告の立場からすれば、差止命令を受けた不正サイトのミラーサイトに直面した際、その都度、JRにアプローチするのは面倒である。</li> <li>✓ 動的差止命令は、現状ではオンライン・ショッピングポータル上での模倣品に対処するために利用されていない。それは、仲介者が、IT 法 (2000) で規定され、法定の免責と機能を有しており、デリー高裁で示された不正ウェブサイトの認定要件に該当しないためである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 侵害者が、侵害コンテンツを掲載した特定のウェブサイトやオンラインプラットフォームを対象とした通常のブロックング差止命令を回避して、同じ侵害コンテンツを別のウェブサイトやオンラインプラットフォームに掲載した場合に、裁判所が動的差止命令を出す可能性がある。</li> <li>❖ また、技術的に可能な範囲内、かつ法律が許す範囲内で、違反ドメイン名の登録を通じて繰り返される商標/ドメイン名の侵害を、ドメイン名登録機関自身のレベルで対処する仕組みの構築が可能かもしれない。デリー高裁<sup>46</sup>の見解では、「AI (人工知能)」は、法律及び/又は裁判所が定めるパラメータの範囲内で、このような侵害の繰り返しを防止するために適切に採用することができ、苦情処理者が裁判所及び/又は紛争処理機構に何度もアプローチする事態 (苦情処理者を疲弊させる可能性がある事態) を排除し得る。</li> <li>❖ 裁判所が、追加の裁判所命令がなくとも同様な差止を行えるようにするために、原告が発見した時点で、他の侵害している URL やリスト (偽の商標を付して模倣品を販売する他のプラットフォーム上のものも含む) に対して通知する権限を与えることもある。これにより、差止命令を回避するために、違反リスト等が被告のオンラインポータルに表示され続けたり、他のオンラインポータルに表示されたりする状況に対処することができる。</li> </ul>
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<sup>44</sup> *UTV Software Communications Ltd. And Ors. vs. 1337X.To And Ors.*, 2019 (78) PTC 375 (Del)

<sup>45</sup> *Tata Sky Limited vs. National Internet Exchange of India (NLXI) And Ors.*, I.A. Nos. 10758/2016 and 13041/2016 in CS(COMM) 1202/2016;

<sup>46</sup> *ibid*

## 5. 付録（関連法令）

### 5.1. 付録A：インド民事訴訟法（Code of Civil Procedure, 1908） の関連条文

**Section 151. Saving of inherent powers of Court.**- Nothing in this Code shall be deemed to limit or otherwise affect the inherent power of the Court to make such orders as may be necessary for the ends of justice or to prevent abuse of the process of the Court.

**Order I Rule 8. One person may sue or defend on behalf of all in same interest.** -(1) Where there are numerous persons having the same interest in one suit,-

(a) one or more of such persons may, with the permission of the court, sue or be sued, or may defend such suit, on behalf of, or for the benefit of, all persons so interested;  
(b) the court may direct that one or more of such persons may sue or be sued, or may defend such suit, on behalf of, or for the benefit of, all persons so interested.

(2) The court shall, in every case where a permission or direction is given under sub-rule (1), at the plaintiff's expense, give notice of the institution of the suit to all persons so interested, either by personal service, or, where, by reason of the number of persons or any other cause, such service is not reasonably practicable, by public advertisement, as the court in each case may direct.

(3) Any person on whose behalf, or for whose benefit, a suit is instituted, or defended, under sub-rule (1), may apply to the court to be made a party to such suit.

(4) No part of the claim in any such suit shall be abandoned under sub-rule (1), and no such suit shall be withdrawn under sub-rule (3) of rule 1 of Order XXIII, and no agreement, compromise or satisfaction shall be recorded in any such suit under rule 3 of that Order, unless the court has given, at the plaintiff's expenses notice to all persons so interested in the manner specified in sub-rule (2).

(5) Where any person suing or defending in any such suit does not proceed with due diligence in the suit or defence, the court may substitute in his place any other person having the same interest in the suit.

(6) A decree passed in a suit under this rule shall be binding on all persons on whose behalf, or for whose benefit, the suit is instituted, or defended, as the case may be.

*Explanation:* For the purpose of determining whether the persons who sue or are sued, or defend, have the same interest in one suit, it is not necessary to establish that such persons have the same cause of action as the persons on whose behalf, or for whose benefit, they sue or are sued, or defend the suit, as the case may be.

**Order I Rule 10. Suit in name of wrong plaintiff.**- (1) Where a suit has been instituted in the name of the wrong person as plaintiff or where it is doubtful whether it has been instituted in the name of the right plaintiff, the Court may at any stage of the suit, if satisfied that the suit has been instituted through a *bona fide* mistake, and that it is necessary for the determination of the real matter in dispute so to do, order any other person to be substituted or added as plaintiff upon such terms as the Court thinks just.

(2) **Court may strike out or add parties**- The Court may at any stage of the proceedings, either upon or without the application of either party, and on such terms as may appear to the Court to be just, order that the name of any party improperly joined, whether as plaintiff or defendant, be struck out, and that the name of any person who ought to have been joined, whether as plaintiff or defendant, or whose presence before the Court may be necessary in order to enable the Court effectually and completely to adjudicate upon and settle all the questions involved in the suit, be added.

(3) No person shall be added as a plaintiff suing without a next friend or as the next friend of a plaintiff under any disability without his consent.

(4) Where defendant added, plaint to be amended—Where a defendant is added, the plaint shall, unless the Court otherwise directs, be amended in such manner as may be necessary, and amended copies of the summons and of the plaint shall be served on the new defendant and, if the Court thinks fit, on the original defendant.

(5) Subject to the provisions of the Indian Limitation Act, 1877 (15 of 1877), section 22, the proceedings as against any person added as defendant shall be deemed to have begun only on the service of the summons.

**Order XXXIX Rule 1. Cases in which temporary injunction may be granted.-**

Where in any suit it is proved by affidavit or otherwise

(a) that any property in dispute in a suit is in danger of being wasted, damaged or alienated by any party to the suit, or wrongfully sold in execution of a decree, or

(b) that the defendant threatens, or intends, to remove or dispose of his property with a view to defrauding his creditors,

(c) that the defendant threatens to dispossess, the plaintiff or otherwise cause injury to the plaintiff in relation to any property in dispute in the suit,

the Court may by order grant a temporary injunction to restrain such act, or make such other order for the purpose of staying and preventing the wasting, damaging, alienation, sale, removal or disposition of the property or dispossession of the plaintiff, or otherwise causing injury to the plaintiff in relation to any property in dispute in the suit as the Court thinks fit, until the disposal of the suit or until further orders.

## 5.2. 付録B : IT 法 (Information Technology Act, 2000) 及び IT 規則 (Information Technology (Intermediaries Guidelines) Rules, 2011) の関連条文

**Section 2(1)(w):** “intermediary”, with respect to any particular electronic records, means any person who on behalf of another person receives, stores or transmits that record or provides any service with respect to that record and includes telecom service providers, network service providers, internet service providers, web-hosting service providers, search engines, online payment sites, online-auction sites, online-market places and cyber cafes;

### **Section 79. Exemption from liability of intermediary in certain cases**

- (1) Notwithstanding anything contained in any law for the time being in force but subject to the provisions of sub-sections (2) and (3), an intermediary shall not be liable for any third party information, data, or communication link made available or hosted by him.
- (2) The provisions of sub-section (1) shall apply if-
  - (a) the function of the intermediary is limited to providing access to a communication system over which information made available by third parties is transmitted or temporarily stored or hosted; or
  - (b) the intermediary does not-
    - (i) initiate the transmission,
    - (ii) select the receiver of the transmission, and
    - (iii) select or modify the information contained in the transmission;
  - (c) the intermediary observes due diligence while discharging his duties under this Act and also observes such other guidelines as the Central Government may prescribe in this behalf.
- (3) The provisions of sub-section (1) shall not apply if-
  - (a) the intermediary has conspired or abetted or aided or induced, whether by threats or promise or otherwise in the commission of the unlawful act;
  - (b) upon receiving actual knowledge, or on being notified by the appropriate Government or its agency that any information, data or communication link residing in or connected to a computer resource, controlled by the intermediary is being used to commit the unlawful act, the intermediary fails to expeditiously remove or disable access to that material on that resource without vitiating the evidence in any manner.

*Explanation.* - For the purpose of this section, the expression "third party information" means any information dealt with by an intermediary in his capacity as an intermediary.

### **Section 81. Act to have overriding effect.**

The provisions of this Act shall have effect notwithstanding anything inconsistent therewith contained in any other law for the time being in force.

Provided that nothing contained in this Act shall restrict any person from exercising any right conferred under the Copyright Act, 1957 or the Patents Act, 1970.

### **Rule 3. Due Diligence to be observed by intermediary –**

The intermediary shall observe following due diligence while discharging his duties, namely:

- (1) The intermediary shall publish the rules and regulations, privacy policy and user agreement for access-or usage of the intermediary's computer resource by any person.
- (2) Such rules and regulations, terms and conditions or user agreement shall inform the users of computer resource not to host, display, upload, modify, publish, transmit, update or share any information that
  - (a) belongs to another person and to which the user does not have any right to;
  - (b) is grossly harmful, harassing, blasphemous defamatory, obscene, pornographic, paedophilic, libellous, invasive of another's privacy, hateful, or racially, ethnically objectionable, disparaging, relating or encouraging money laundering or gambling, or otherwise unlawful in any manner whatever;
  - (c) harm minors in any way;
  - (d) infringes any patent, trademark, copyright or other proprietary rights;
  - (e) violates any law for the time being in force;
  - (f) deceives or misleads the addressee about the origin of such messages or communicates any information which is grossly offensive or menacing in nature;
  - (g) impersonate another person;
  - (h) contains software viruses or any other computer code, files or programs designed to interrupt, destroy or limit the functionality of any computer resource;
  - (i) threatens the unity, integrity, defence, security or sovereignty of India, friendly relations with foreign states, or public order or causes incitement to the commission of any cognisable offence or prevents investigation of any offence or is insulting any other nation.
- (3) The intermediary shall not knowingly host or publish any information or shall not initiate the transmission, select the receiver of transmission, and select or modify the information contained in the transmission as specified in sub-rule (2): provided that the following actions by an intermediary shall not amount to hosting, publishing, editing or storing of any such information as specified in sub-rule: (2)
  - (a) temporary or transient or intermediate storage of information automatically within the computer resource as an intrinsic feature of such computer resource, involving no exercise of any human editorial control, for onward transmission or communication to another computer resource;
  - (b) removal of access to any information, data or communication link by an intermediary after such information, data or communication link comes to the actual knowledge of a person authorised by the intermediary pursuant to any order or direction as per the provisions of the Act;
- (4) The intermediary, on whose computer system the information is stored or hosted or published, upon obtaining knowledge by itself or been brought to actual knowledge by an affected person in writing or through email signed with electronic signature about any such information as mentioned in sub-rule (2) above, shall act within thirty six hours and where applicable, work with user or owner of such information to disable such information that is in contravention of sub-rule (2). Further the intermediary shall preserve such information and associated records for at least ninety days for investigation purposes,
- (5) The Intermediary shall inform its users that in case of non-compliance with rules and regulations, user agreement and privacy policy for access or usage of intermediary computer resource, the Intermediary has the right to immediately terminate the access or usage rights of the users to the computer resource of Intermediary and remove non-compliant information.
- (6) The intermediary shall strictly follow the provisions of the Act or any other laws for the time being in force.

(7) When required by lawful order, the intermediary shall provide information or any such assistance to Government Agencies who are lawfully authorised for investigative, protective, cyber security activity. The information or any such assistance shall be provided for the purpose of verification of identity, or for prevention, detection, investigation, prosecution, cyber security incidents and punishment of offences under any law for the time being in force, on a request in writing stating clearly the purpose of seeking such information or any such assistance.

(8) The intermediary shall take all reasonable measures to secure its computer resource and information contained therein following the reasonable security practices and procedures as prescribed in the Information Technology (Reasonable security practices and procedures and sensitive personal Information) Rules, 2011.

(9) The intermediary shall report cyber security incidents and also share cyber security incidents related information with the Indian Computer Emergency Response Team.

(10) The intermediary shall not knowingly deploy or install or modify the technical configuration of computer resource or become party to any such act which may change or has the potential to change the normal course of operation of the computer resource than what it is supposed to "perform thereby circumventing any law for the time being in force:

provided that the intermediary may develop, produce, distribute or employ technological means for the sole purpose of performing the acts of securing the computer resource and information contained therein.

(11) The intermediary shall publish on its website the name of the Grievance Officer and his contact details as well as mechanism by which users or any victim who suffers as a result of access or usage of computer resource by any person in violation of rule 3 can notify their complaints against such access or usage of computer resource of the intermediary or other matters pertaining to the computer resources made available by it. The Grievance Officer shall redress the complaints within one month from the date of receipt of complaint.

### 5. 3. 付録 C : 著作権法 (Copyright Act, 1957) の関連条文

**Section 2(ff):** “communication to the public” means making any work or performance available for being seen or heard or otherwise enjoyed by the public directly or by any means of display or diffusion other than by issuing physical copies of it, whether simultaneously or at places and times chosen individually, regardless of whether any member of the public actually sees, hears or otherwise enjoys the work or performance so made available. *Explanation.*— For the purposes of this clause, communication through satellite or cable or any other means of simultaneous communication to more than one household or place of residence including residential rooms of any hotel or hostel shall be deemed to be communication to the public;

**Section 2(y):** “work” means any of the following works, namely,

- (i) a literary, dramatic, musical or artistic work;
- (ii) a cinematograph film;
- (iii) a sound recording;

#### **Section 14. Meaning of copyright**

For the purposes of this Act, “copyright” means the exclusive right subject to the provisions of this Act, to do or authorise the doing of any of the following acts in respect of a work or any substantial part thereof, namely:

(a) in the case of a literary, dramatic or musical work, not being a computer programme,

- (i) to reproduce the work in any material form including the storing of it in any medium by electronic means;
- (ii) to issue copies of the work to the public not being copies already in circulation;
- (iii) to perform the work in public, or communicate it to the public;
- (iv) to make any cinematograph film or sound recording in respect of the work;
- (v) to make any translation of the work;
- (vi) to make any adaptation of the work;
- (vii) to do, in relation to a translation or an adaptation of the work, any of the acts specified in relation to the work in sub-clauses (i) to (vi);

(b) in the case of a computer programme,

- (i) to do any of the acts specified in clause (a);
- (ii) to sell or give on commercial rental or offer for sale or for commercial rental any copy of the computer programme:

Provided that such commercial rental does not apply in respect of computer programmes where the programme itself is not the essential object of the rental.

(c) in the case of an artistic work,

- (i) to reproduce the work in any material form including
  - (A) the storing of it in any medium by electronic or other means; or
  - (B) depiction in three-dimensions of a two-dimensional work; or
  - (C) depiction in two-dimensions of a three-dimensional work;
- (ii) to communicate the work to the public;
- (iii) to issue copies of the work to the public not being copies already in circulation;
- (iv) to include the work in any cinematograph film;
- (v) to make any adaptation of the work;
- (vi) to do in relation to adaptation of the work any of the acts specified in relation to the work in sub-clauses (i) to (iv);

(d) in the case of a cinematograph film,

- (i) to make a copy of the film, including
  - (A) a photograph of any image forming part thereof; or
  - (B) storing of it in any medium by electronic or other means;
- (ii) to sell or give on commercial rental or offer for sale or for such rental, any copy of the film;
- (iii) to communicate the film to the public;
- (e) in the case of a sound recording,
  - (i) to make any other sound recording embodying it including storing of it in any medium by electronic or other means;
  - (ii) to sell or give on commercial rental or offer for sale or for such rental, any copy of the sound recording;
  - (iii) to communicate the sound recording to the public.

*Explanation:* For the purposes of this section, a copy which has been sold once shall be deemed to be a copy already in circulation.

### **Section 51. When copyright infringed.**

Copyright in a work shall be deemed to be infringed

- (a) when any person, without a licence granted by the owner of the copyright or the Registrar of Copyrights under this Act or in contravention of the conditions of a licence so granted or of any condition imposed by a competent authority under this Act
  - (i) does anything, the exclusive right to do which is by this Act conferred upon the owner of the copyright, or
  - (ii) permits for profit any place to be used for the communication of the work to the public where such communication constitutes an infringement of the copyright in the work, unless he was not aware and had no reasonable ground for believing that such communication to the public would be an infringement of copyright; or
- (b) when any person—
  - (i) makes for sale or hire, or sells or lets for hire, or by way of trade displays or offers for sale or hire, or
  - (ii) distributes either for the purpose of trade or to such an extent as to affect prejudicially the owner of the copyright, or
  - (iii) by way of trade exhibits in public, or
  - (iv) imports into India, any infringing copies of the work:

Provided that nothing in sub-clause (iv) shall apply to the import of one copy of any work for the private and domestic use of the importer.

*Explanation.*— For the purposes of this section, the reproduction of a literary, dramatic, musical or artistic work in the form of a cinematograph film shall be deemed to be an “infringing copy”.

### **Section 52. Certain acts not to be infringement of copyright.**

(1) The following acts shall not constitute an infringement of copyright, namely,

...

- (b) the transient or incidental storage of a work or performance purely in the technical process of electronic transmission or communication to the public;
  - (c) transient or incidental storage of a work or performance for the purpose of providing electronic links, access or integration, where such links, access or integration has not been expressly prohibited by the right holder, unless the person responsible is aware or has reasonable grounds for believing that such storage is of an infringing copy:
- PROVIDED that if the person responsible for the storage of the copy has received a written complaint from the owner of copyright in the work, complaining that such transient or incidental storage is an infringement, such person responsible for the storage shall refrain from facilitating such access for a period of twenty-one days or till

he receives an order from the competent court refraining from facilitating access and in case no such order is received before the expiry of such period of twenty-one days, he may continue to provide the facility of such access;

#### **Section 55. Civil remedies for infringement of copyright**

(1) Where copyright in any work has been infringed, the owner of the copyright shall, except as otherwise provided by this Act, be entitled to all such remedies by way of injunction, damages, accounts and otherwise as are or may be conferred by law for the infringement of a right:

PROVIDED that if the defendant proves that at the date of the infringement he was not aware and had no reasonable ground for believing that copyright subsisted in the work, the plaintiff shall not be entitled to any remedy other than an injunction in respect of the infringement and a decree for the whole or part of the profits made by the defendant by the sale of the infringing copies as the court may in the circumstances deem reasonable.

(2) Where, in the case of a literary, dramatic, musical or artistic work, or, subject to the provisions of sub-section (3) of section 13, a cinematograph film or sound recording, a name purporting to be that of the author, or the publisher, as the case may be, of that work, appears on copies of the work as published, or, in the case of an artistic work, appeared on the work when it was made, the person whose name so appears or appeared shall, in any proceeding in respect of infringement of copyright in such work, be presumed, unless the contrary is proved, to be the author or the publisher of the work, as the case may be.

(3) The costs of all parties in any proceedings in respect of the infringement of copyright shall be in the discretion of the court.

#### **Section 64. Power of police to seize infringing copies.**

(1) Any police officer, not below the rank of a sub-inspector, may, if he is satisfied that an offence under section 63 in respect of the infringement of copyright in any work has been, is being, or is likely to be, committed, seize without warrant, all copies of the work, and all plates used for the purposes of making infringing copies of the work, wherever found, and all copies and plates so seized shall, as soon as practicable be produced before a Magistrate.

(2) Any person having an interest in any copies of a work, or plates seized under sub-section (1) may, within fifteen days of such seizure, make an application to the Magistrate for such copies, or plates being restored to him and the magistrate, after hearing the applicant and the complainant and making such further inquiry as may be necessary, shall make such order on the application as he may deem fit.

#### **Section 65A. Protection of technological measures**

(1) Any person who circumvents an effective technological measure applied for the purpose of protecting any of the rights conferred by this Act, with the intention of infringing such rights, shall be punishable with imprisonment which may extend to two years and shall also be liable to fine.

(2) Nothing in sub-section (1) shall prevent any person from,

(a) doing anything referred to therein for a purpose not expressly prohibited by this Act: PROVIDED that any person facilitating circumvention by another person of a technological measure for such a purpose shall maintain a complete record of such other person including his name, address and all relevant particulars necessary to identify him and the purpose for which he has been facilitated; or

(b) doing anything necessary to conduct encryption research using a lawfully obtained encrypted copy; or

- (c) conducting any lawful investigation; or
- (d) doing anything necessary for the purpose of testing the security of a computer system or a computer network with the authorisation of its owner; or
- (e) operator; or
- (f) doing anything necessary to circumvent technological measures intended for identification or surveillance of a user; or
- (g) taking measures necessary in the interest of national security.

**Section 65B. Protection of Rights Management Information.**

Any person, who knowingly,

(i) removes or alters any rights management information without authority, or (ii) distributes, imports for distribution, broadcasts or communicates to the public, without authority, copies of any work, or performance knowing that electronic rights management information has been removed or altered without authority, shall be punishable with imprisonment which may extend to two years and shall also be liable to fine:

PROVIDED that if the rights management information has been tampered with in any work, the owner of copyright in such work may also avail of civil remedies provided under Chapter XII against the persons indulging in such acts.

#### 5. 4. 付録 D : 商標法 (Trade Marks Act, 1999) の関連条文

**Section 2(2)(c):** In this Act, unless the context otherwise requires, any reference-

(c) to the use of a mark,

(i) in relation to goods, shall be construed as a reference to the use of the mark upon, or in any physical or in any other relation whatsoever, to such goods;

(ii) in relation to services, shall be construed as a reference to the use of the mark as or as part of any statement about the availability, provision or performance of such services;

**Section 29. Infringement of registered trade marks.** -(1) A registered trade mark is infringed by a person who, not being a registered proprietor or a person using by way of permitted use, uses in the course of trade, a mark which is identical with, or deceptively similar to, the trade mark in relation to goods or services in respect of which the trade mark is registered and in such manner as to render the use of the mark likely to be taken as being used as a trade mark.

(2) A registered trade mark is infringed by a person who, not being a registered proprietor or a person using by way of permitted use, uses in the course of trade, a mark which because of-

(a) its identity with the registered trade mark and the similarity of the goods or services covered by such registered trade mark; or

(b) its similarity to the registered trade mark and the identity or similarity of the goods or services covered by such registered trade mark; or

(c) its identity with the registered trade mark and the identity of the goods or services covered by such registered trade mark, is likely to cause confusion on the part of the public, or which is likely to have an association with the registered trade mark.

(3) In any case falling under clause (c) of sub-section (2), the court shall presume that it is likely to cause confusion on the part of the public.

(4) A registered trade mark is infringed by a person who, not being a registered proprietor or a person using by way of permitted use, uses in the course of trade, a mark which-

(a) is identical with or similar to the registered trade mark; and

(b) is used in relation to goods or services which are not similar to those for which the trade mark is registered; and

(c) the registered trade mark has a reputation in India and the use of the mark without due cause takes unfair advantage of or is detrimental to, the distinctive character or repute of the registered trade mark.

(5) A registered trade mark is infringed by a person if he uses such registered trade mark, as his trade name or part of his trade name, or name of his business concern or part of the name, of his business concern dealing in goods or services in respect of which the trade mark is registered.

(6) For the purposes of this section, a person uses a registered mark, if, in particular, he-

(a) affixes it to goods or the packaging thereof;

(b) offers or exposes goods for sale, puts them on the market, or stocks them for those purposes under the registered trade mark, or offers or supplies services under the registered trade mark;

(c) imports or exports goods under the mark; or

(d) uses the registered trade mark on business papers or in advertising.

(7) A registered trade mark is infringed by a person who applies such registered trade mark to a material intended to be used for labelling or packaging goods, as a business paper, or for advertising goods or services, provided such person, when he applied the mark, knew or had reason to believe that the application of the mark was not duly authorised by the proprietor or a licensee.

(8) A registered trade mark is infringed by any advertising of that trade mark if such advertising-

(a) takes unfair advantage of and is contrary to honest practices in industrial or commercial matters; or

(b) is detrimental to its distinctive character; or

(c) is against the reputation of the trade mark.

(9) Where the distinctive elements of a registered trade mark consist of or include words, the trade mark may be infringed by the spoken use of those words as well as by their visual representation and reference in this section to the use of a mark shall be construed accordingly.

**Section 101. Meaning of applying trade marks and trade descriptions.** - (1) A person shall be deemed to apply a trade mark or mark or trade description to goods or services who-

(a) applies it to the goods themselves or uses it in relation to services; or

(b) applies it to any package in or with which the goods are sold, or exposed for sale, or had in possession for sale or for any purpose of trade or manufacture; or

(c) places, encloses or annexes any goods which are sold, or exposed for sale, or had in possession for sale or for any purpose of trade or manufacture, in or with any package or other thing to which a trade mark or mark or trade description has been applied; or

(d) uses a trade mark or mark or trade description in any manner reasonably likely to lead to the belief that the goods or services in

connection with which it is used are designated or described by that trade mark or mark or trade description; or

(e) in relation to the goods or services uses a trade mark or trade description in any sign, advertisement, invoice, catalogue, business letter, business paper, price list or other commercial document and goods are delivered or services are rendered to a person in pursuance of a request or order made by reference to the trade mark or trade description as so used.

(2) A trade mark or mark or trade description shall be deemed to be applied to goods whether it is woven in, impressed on, or otherwise worked into, or annexed or affixed to, the goods or to any package or other thing.

**Section 102. Falsifying and falsely applying trade marks.** – (1) A person shall be deemed to falsify a trade mark who, either,-

(a) without the assent of the proprietor of the trade mark makes that trade mark or a deceptively similar mark; or

(b) falsifies any genuine trade mark, whether by alteration, addition, effacement or otherwise.

(2) A person shall be deemed to falsely apply to goods or services a trademark who, without the assent of the proprietor of the trade mark,-

(a) applies such trade mark or a deceptively similar mark to goods or services or any package containing goods;

(b) uses any package bearing a mark which is identical with or deceptively similar to the trade mark of such proprietor, for the purpose of packing, filling or wrapping therein any goods other than the genuine goods of the proprietor of the trade mark.

(3) Any trade mark falsified as mentioned in sub-section (1) or falsely applied as mentioned in sub-section (2), is in this Act referred to as a false trade mark.

(4) In any prosecution for falsifying a trade mark or falsely applying a trade mark to goods or services, the burden of proving the assent of the proprietor shall lie on the accused.

**Section 103. Penalty for applying false trade marks, trade descriptions, etc.-**  
Any person who-

(a) falsifies any trade mark; or

(b) falsely applies to goods or services any trade mark; or

(c) makes, disposes of, or has in his possession, any die, block, machine, plate or other instrument for the purpose of falsifying or of being used for falsifying, a trade mark; or

(d) applies any false trade description to goods or services; or

(e) applies to any goods to which an indication of the country or place in which they were made or produced or the name and address of the manufacturer or person for whom the goods are manufactured is

required to be applied under section 139, a false indication of such country, place, name or address; or

(f) tampers with, alters or effaces an indication of origin which has been applied to any goods to which it is required to be applied under section 139; or

(g) causes any of things above-mentioned in this section to be done, shall, unless he proves that he acted, without intent to defraud, be punishable with imprisonment for a term which shall not be less than six months but which may extend to three years and with fine which shall not be less than fifty thousand rupees but which may extend to two lakh rupees:

Provided that the court may, for adequate and special reasons to be mentioned in the judgment, impose a sentence of imprisonment for a term of less than six months or a fine of less than fifty thousand rupees.

**Section 104. Penalty for selling goods or providing services to which false trade mark or false trade description is applied.**-Any person who sells, lets for hire or exposes for sale, or hires or has in his possession for sale, goods or things, or provides or hires services, to which any false trade mark or false trade description is applied or which, being required under section 139 to have applied to them an indication of the country or place in which they were made or produced or the name and address of the manufacturer, or person for whom the goods are manufactured or services provided, as the case may be, are without the indications so required, shall, unless he proves,

(a) that, having taken all reasonable precautions against committing an offence against this section, he had at the time of commission of the alleged offence no reason to suspect the genuineness of the trade mark or trade description or that any offence had been committed in respect of the goods or services; or

(b) that, on demand by or on behalf of the prosecutor, he gave all the information in his power with respect to the person from whom he obtained such goods or things or services; or

(c) that otherwise he had acted innocently, be punishable with imprisonment for a term which shall not be less than six months but which may extend to three years and with fine which shall not be less than fifty thousand rupees but which may extend to two lakh rupees:

Provided that the court may, for adequate and special reasons to be mentioned in the judgment, impose a sentence of imprisonment for a term of less than six months or a fine of less than fifty thousand rupees.

**Section 105. Enhanced penalty on second or subsequent conviction.**-Whoever having already been convicted of an offence under section 103 or section 104 is again convicted of any such offence shall be punishable for the second and for every subsequent offence, with imprisonment for a term which shall not

be less than one year but which may extend to three years and with fine which shall not be less than one lakh rupees but which may extend to two lakh rupees:

Provided that the court may, for adequate and special reason to be mentioned in the judgement, impose a sentence of imprisonment for a term of less than one year or a fine of less than one lakh rupees:

Provided further that for the purposes of this section, no cognizance shall be taken of any conviction made before the commencement of this Act.

**Section 115. Cognizance of certain offences and the powers of police officer for search and seizure.**

–(1) No court shall take cognizance of an offence under section 107 or section 108 or section 109 except on complaint in writing made by the Registrar or any officer authorised by him in writing:

Provided that in relation to clause (c) of sub-section (1) of section 107, a court shall take cognizance of an offence on the basis of a certificate issued by the Registrar to the effect that a registered trade mark has been represented as registered in respect of any goods or services in respect of which it is not in fact registered.

(2) No court inferior to that of a Metropolitan Magistrate or Judicial Magistrate of the first class shall try an offence under this Act.

(3) The offences under section 103 or section 104 or section 105 shall be cognizable.

(4) Any police officer not below the rank of deputy superintendent of police or equivalent, may, if he is satisfied that any of the offences referred to in sub-section (3) has been, is being, or is likely to be, committed, search and seize without warrant the goods, die, block, machine, plate, other instruments or things involved in committing the offence, wherever found, and all the articles of seized shall, as soon as practicable, be produced before a judicial Magistrate of the first class or Metropolitan Magistrate, as the case may be:

Provided that the police officer, before making any search and seizure, shall obtain the opinion of the Registrar on facts involved in the offence relating to trade mark and shall abide by the opinion so obtained.

(5) Any person having an interest in any article seized under sub-section (4), may, within fifteen days of such seizure, make an application to the Judicial Magistrate of the first class or Metropolitan Magistrate, as the case may be, for such article being restored to him and the Magistrate, after hearing the applicant and the prosecution, shall make such order on the application as he may deem fit.

-----

[特許庁委託事業]

インドでのインターネット上の知財侵害に対する  
民事訴訟の活用に係る調査報告書

-ジョン・ドゥ命令／動的差止命令の活用の可能性-

2021年1月

禁無断転載

[調査受託]

Adclivis Legal（法律事務所）

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

（知的財産権部）